

令和 3 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

8 月定例会
(8 月 3 1 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 2 号〉

令和 3 年 8 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 2 号 8 月 31 日（火）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（15 番 伊藤容子さん、16 番 安澤勝君）	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
選挙第 1 号上程	3
議席の一部変更	4
議案第 6 号上程（管理者提案説明）	5
議案第 6 号（質疑・討論）	12
6 番 西澤伸明君 質疑	12
杉山建設推進室長 答弁	12
和田管理者 答弁	13
杉山建設推進室長 答弁	13
6 番 西澤伸明君 再質疑	14
杉山建設推進室長 答弁	14
6 番 西澤伸明君 再々質疑	15
杉山建設推進室長 答弁	15
5 番 角井英明君 反対討論	16
6 番 西澤伸明君 反対討論	17
議案第 6 号（採決）	19
議案第 7 号上程（管理者提案説明）	19

議案第7号（質疑・討論）	21
議案第7号（採決）	21
一般質問	21
5番 角井英明君 質問	21
信仰の山であり自然豊かな荒神山での施設建設について	21
ごみ分別方法統一化等検討委員会の進捗状況は	22
容器包装プラスチックは資源化か熱回収か。この問題をコスト面だけで考えてよいのか	22
2019年から始まっている西清崎町自治会とのまちづくり事業プラン作成に向けての協議について	23
杉山建設推進室長 答弁	23
5番 角井英明君 再質問	27
杉山建設推進室長 答弁	28
5番 角井英明君 再々質問	28
杉山建設推進室長 答弁	29
13番 小川隆史君 質問	29
新ごみ処理施設について	29
杉山建設推進室長 答弁	29
13番 小川隆史君 再質問	30
杉山建設推進室長 答弁	31
15番 伊藤容子さん 質問	32
新ごみ処理場のアクセス道路はどのようになるのか見解は	32
西清崎地先の新ごみ処理施設建設候補地を今後候補地として継続するのか、また新たな候補地の検討を始めるのか、今後の方針は	32
杉山建設推進室長 答弁	32
和田管理者 答弁	33
15番 伊藤容子さん 再質問	33
杉山建設推進室長 答弁	34
和田管理者 答弁	34
15番 伊藤容子さん 再々質問	35
杉山建設推進室長 答弁	35
和田管理者 答弁	35
6番 西澤伸明君 質問	36

荒神山麓・西清崎で大丈夫か、科学的見地から根本的見直しが必要で は。立地上の深刻な問題・課題が指摘されている	36
愛荘町竹原地区が断念になった後、候補地の再選定が実施されたが、 その場合も、再度手上げ方式とし、4地域が名乗りをあげた	36
ごみ減量化計画について	37
杉山建設推進室長 答弁	37
和田管理者 答弁	38
杉山建設推進室長 答弁	38
和田管理者 答弁	39
杉山建設推進室長 答弁	39
和田管理者 答弁	40
6番 西澤伸明君 再質問	41
杉山建設推進室長 答弁	42
6番 西澤伸明君 再々質問	44
杉山建設推進室長 答弁	44
閉会	45
付録	
全員協議会（令和3年8月31日）	46

8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第2号）

令和3年8月31日（火）

議事日程

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 諸般の報告
 - 第5 選挙第1号上程
 - 第6 議案第6号上程
 - 第7 議案第7号上程
 - 第8 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 諸般の報告
議員の異動について
 - 日程第5 選挙第1号
彦根愛知犬上広域行政組合議会議長の選挙について
 - 日程追加 議席の一部変更について
 - 日程第6 議案第6号
令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
 - 日程第7 議案第7号
令和3年度(2021年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)
 - 日程第8 一般質問
-

会議に出席した議員（19名）

1番	木村	修君	11番	小川	吉則君
2番	堀口	達也君	12番	澤田	源宏君
3番	竹内	薫君	13番	小川	隆史君
4番	西澤	博一君	14番	長崎	任男君
5番	角井	英明君	15番	伊藤	容子さん
6番	西澤	伸明君	16番	安澤	勝君
7番	川岸	真喜君	17番	河村	善一君
8番	西澤	清正君	18番	竹中	秀夫君
9番	上杉	正敏君	19番	杉原	祥浩君
10番	林	利幸君			

会議に欠席した議員（0名）

議場に出席した事務局職員

事務局長	神細工	信二	書記	荒木	潤
事務局次長	角川	崇生			

会議に出席した説明員

管理者	和田	裕行君	事務局長	神細工	信二君
副管理者	有村	国知君	総務課長	角川	崇生君
副管理者	伊藤	定勉君	紫雲苑場長	上林	政信君
副管理者	野瀬	喜久男君	小八木中継基地場長	山本	明彦君
副管理者	久保	久良君	建設推進室長	杉山	暢基君
会計管理者	廣瀬	淳君	建設推進室主幹	宇野	恵士君

会議に欠席した説明員（0名）

午後 2 時 05 分開会

○副議長（竹内薫君） それでは、ただいまから令和 3 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

なお、議長が欠員となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員数は、19 名で会議開会定足数に達しております。よって、令和 3 年 8 月定例会は、成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○副議長（竹内薫君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。

議席は、ただいまご着席の議席とします。2 番 堀口達也君、4 番 西澤博一君、9 番 上杉正敏君、10 番 林利幸君、11 番 小川吉則君、13 番 小川隆史君、17 番 河村善一君、19 番 長崎任男君であります。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○副議長（竹内薫君） 日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、15 番 伊藤容子さん、16 番 安澤勝君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○副議長（竹内薫君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹内薫君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

日程第 4 諸般の報告

○副議長（竹内薫君） 次に、日程第 4、諸般の報告を行ないます。閉会中の議員の辞職の許可について報告を行ないます。去る 3 月 23 日に愛荘町議会から選出の伊谷正昭議員から辞職願が提出されましたので、地方自治法第 126 条の規定により、議長においてこれを許可されました。

また、5 月 19 日に彦根市議会から選出の赤井康彦議員、北川元気議員、黒澤茂樹議員、中野正剛議員、馬場和子議員から辞職願が提出されましたので、地方自治法第 126 条の規定により、副議長においてこれを許可しましたので報告します。

日程第 5 選挙第 1 号上程

○副議長（竹内薫君） 次に、日程第 5、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹内薫君） 異議ありますので、選挙は投票で行います。議場の出入りを閉鎖します。

（議場を閉鎖）

ただいまの出席議員数は 19 名です。

次に、立会人を指名いたします。立会人に 17 番 河村善一君、18 番 竹中秀夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行ないます。1 番から順番に投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。17 番 河村善一君、18 番 竹中秀夫君、開票の立会をお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。投票総数 19 票、有効投票 18 票、無効投票 1 票、有効投票のうち、杉原祥浩議員 12 票、河村善一議員 3 票、角井英明議員 1 票、上杉正敏議員 1 票、竹中秀夫議員 1 票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、杉原祥浩君が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖をときます。

（議場の開放）

ただいま議長に当選されました杉原議員が議場におられますので、当選の告知をします。議長杉原祥浩君からご挨拶をお願いします。

○議長（杉原祥浩君） ただいまご指名いただきました彦根市の杉原祥浩でございます。皆様のご推挙によりこの度、議長の大役を務めさせていただきます。なにせ不慣れでございますけれども、皆様のお力をいただき円滑に議会が進みますようどうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

○副議長（竹内薫君） これで、私の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。それでは、杉原議長、議長席にお着きくださいますようお願いいたします。

（副議長と議長交代）

追加日程 議席の一部変更

○議長（杉原祥浩君） それでは、ただいまの議長選挙に伴い、議席の一部を変更する必要性が生じたことから、議席の一部変更についてを日程に追加し議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原祥浩君） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更

ついてを日程に追加し議席の一部変更を行うことに決定しました。

議席の一部変更について議長の議席を最終 19 番に変更し、19 番 長崎任男君の議席を 14 番に変更したいと思いますので議席のご移動をお願いします。

日程第 6 議案第 6 号 令和 2 年度 (2020 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

○議長(杉原祥浩君) 次に日程第 6、議案第 6 号 令和 2 年度(2020 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔角川議会事務局次長朗読〕

○議長(杉原祥浩君) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(和田裕行君) 議案第 6 号 令和 2 年度(2020 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについての概要につきましてご説明いたします。

財政状況の厳しい中、予算執行には十分留意をして可能な限りにおいて経費の節減に努めました結果、令和 2 年度一般会計歳入歳出につきましては、予算総額それぞれ 5 億 2,638 万 4 千円に対し、歳入決算額は 5 億 2,690 万 6,700 円、歳出決算額は 5 億 1,685 万 5,891 円、歳入歳出差引残額は 1,005 万 809 円となりました。

なお、本決算に関しましては、去る 7 月 19 日に監査委員による決算審査を実施していただきまして、決算に係る調書などについては、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符号しており計数は正確で適正に表示されているものと認めたとの審査意見をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(杉原祥浩君) 続いて事務局から詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長(角川崇生君) それでは、議案第 6 号 令和 2 年度(2020 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、あらかじめお配りしました令和 2 年度(2020 年度)一般会計歳入歳出決算書によりまして、令和 2 年度決算の主要な部分について抜粋しご説明をさせていただきます。それでは、着座にて失礼します。決算書の 1 ページをお開き願います。

歳入予算額および歳出予算額はそれぞれ 5 億 2,638 万 4 千円でございます。これに対して歳入決算額は 5 億 2,690 万 6,700 円、歳出決算額は 5 億 1,685 万 5,891 円で歳入歳出差引残額は 1,005 万 809 円となり、決算上剰余金は 1,005 万 809 円でございます。この決算上剰余金は、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、令和 3

年度の歳入に編入するものでございます。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。それぞれ歳入と歳出に係る決算の総括表でございます。まず、2ページの歳入の総括でございます。一番右列の欄で予算現額と収入済額との比較をしております、一番下の歳入合計では、予算額より52万2,700円多い収入となっております。なお、不納欠損額および収入未済額はございませんでした。

次に、3ページ歳出の総括でございます。一番右列の欄で予算現額と支出済額との比較をしております、一番下の歳出合計のとおり予算現額と支出済額との差額952万8,109円が不用額となったものでございます。

続きまして、歳入・歳出の詳細につきまして歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたしますが、主な科目のみの説明とさせていただきます。まず、歳入についてご説明いたしますので4ページをお願いいたします。第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金、第1節 市町負担金につきましては、組合規約および負担金に関する条例の規定により管理運営経費を構成団体で按分いたしまして、右から4列目の収入済額の欄のとおり合計で4億4,449万9千円を構成市町にご負担いただき収入いたしました。続きまして、第2款 使用料及び手数料は、合計で3,890万2,480円を収入いたしました。第1項

使用料、第1目 衛生使用料、第1節 斎場使用料につきましては、人体・動物の火葬等で合計2,661件を取扱いいたしまして、3,653万8千円を収入いたしました。昨年度と比べまして、件数で20件の増、金額で661万9千円の増となりました。これは、令和2年6月から使用料の値上げを行ったことによるものと考えます。次に、第2節 投棄場使用料であります。有料取扱いの埋立ごみ分で29万5,555kgを中継基地事業として処理いたしまして、236万4,480円を収入いたしました。昨年度と比べまして、搬入量としては6万1,565kgの増、金額では49万2,560円の増となっております。これは、昨年5月の大型連休の頃をピークに多くの住民の方がコロナ禍でのステイホームにより自宅等の整理や大掃除をされ、不燃ごみの搬入が大幅に増えたことが要因と考えています。次に、5ページをお願いいたします。第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金、第1節 清掃費補助金につきましては、国の循環型社会形成推進交付金2,062万8千円を収入いたしました。次に、第5款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金、第1節 財政調整基金繰入金は、当組合で使用しております財務会計システム等の更新が必要なため、財政調整基金を522万5千円取り崩し、繰り入れしたものでございます。第6款 繰越金でございますが、令和元年度事

業の中継基地整備実施設計業務が地元自治会との合意形成に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難な状況となったため、令和2年度に明許繰越した予算880万円を含めまして、前年度繰越金は1,752万6,909円となっております。続きまして、6ページをご覧ください。第7款 諸収入、第2項 雑入、第2目 雑入、第1節 雑入は、備考欄に記載の内訳のとおり自動販売機設置料、共済サービス事務手数料などで合計6万1,097円を収入いたしました。以上が歳入の決算でございまして、予算現額5億2,638万4千円に対しまして、収入済額5億2,690万6,700円で不納欠損額、収入未済額はございませんでした。収入率にして100.1%でございました。

次に、歳出をご説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。第1款 議会費は、議会運営に要しました経費でございまして、予算現額28万9千円に対しまして支出済額26万267円、不用額が2万8,733円でございました。内訳は記載のとおりでございまして、主なものといたしまして第1項 議会費、第1目 議会費、第8節 旅費は、8月・2月の組合議会定例会と11月の組合議会臨時会およびそれらに伴う議会運営代表者会議と全員協議会の出席議員の費用弁償として20万2千円を支出いたしました。

次に、第2款 衛生費は、組合の総務課、紫雲苑、中山投棄場、建設推進

室の管理運営に係る経費でございまして、予算現額5億2,509万5千円に対しまして5億1,659万5,624円を支出し、不用額につきましては849万9,376円でございました。

第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、総務課の事務経費および職員の人件費等でございまして、予算現額1億4,951万3千円に対しまして1億4,800万1,572円を支出いたしました。不用額は、151万1,428円でございました。内訳といたしまして、第1節 報酬は、監査委員2名、公平委員会委員3名および紫雲苑のパートタイム会計年度任用職員1名の報酬で188万1,082円を支出いたしました。次の第2節 給料および第3節 職員手当等は、当組合のプロパー職員8名、市町派遣職員6名および総務課、紫雲苑、中山投棄場、建設推進室に勤務するフルタイム会計年度任用職員に係るものです。第4節 共済費は、同じく組合のプロパー職員8名、市町派遣職員6名の計14名に係ります滋賀県市町村職員共済組合費、滋賀県市町村職員互助会費等と会計年度任用職員に係る社会保険料、雇用保険料等で合計2,206万9,694円を支出いたしました。次に、8ページをお開き願います。第8節 旅費は、会計年度任用職員の通勤手当としての費用弁償と県や関係機関の会議、研修会への出席に係る出張旅費で計8万2,440円を支出いたしました。第12節 委託料は弁護士への顧問料、滋賀県市町村

職員共済組合への職員健康診断委託、新地方公会計制度支援委託、財務会計システム等の保守委託とサーバー等更新作業委託などに係る費用で、合計606万9,941円を支出いたしました。次の第13節 使用料及び賃借料は、コピー・FAX複合機のリース料、豊栄のさとの組合事務所使用料、ホームページソフトウェア使用料、公用自動車リース料等で合計174万8,064円を支出いたしました。続いて、9ページでございますが、第17節 備品購入費は、財務会計システムサーバー、タブレットパソコン、タイムレコーダー等の購入費用で330万5,304円を支出いたしました。第18節 負担金、補助及び交付金は、市町派遣職員の退職手当金等負担金、社会保険協会費、組合の職員互助会への補助金、職員研修受講負担金で合計303万1,237円を支出いたしました。第2目 財政調整基金積立金は、前年度繰越金からの積立分572万6,909円と定期預金の利息分5万5,165円で合計578万2,074円を積立ていたしました。第3目 投棄場重機・施設整備基金積立金および第4目 斎場施設整備基金積立金は、いずれも定期預金の利息分を積立てしております。第5目 退職手当基金積立金は、プロパー職員8名分に係る退職手当の積立てで、滋賀県市町村職員退職手当組合により定められた率による積立分385万6,168円と定期預金の利息分5,252円で合計386万1,420円を積立ていたしました。

続きまして第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、斎場・紫雲苑の運営・維持管理に要した経費でございます。予算現額3,518万7千円に対しまして、3,359万3,099円を支出いたしました。不用額は、159万3,901円でございます。10ページをお願いします。内訳としまして、第10節 需用費は事務用品や火葬時に使用いたしますお香等の消耗品費、火葬用灯油等の燃料費、電気・水道等の光熱水費、火葬炉設備の修繕料等で合計2,185万8,316円を支出いたしました。第12節 委託料は、休日等火葬委託および臨時火葬委託のほか施設の維持管理、設備の法定点検等に係る委託および草刈や除雪作業等の業務委託に係る経費で合計1,084万1,731円を支出いたしました。なお、内訳につきましては、備考欄のとおり休日等火葬委託業務など合計15業務の委託を行ったものです。

続きまして、11ページをご覧ください。第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費は、中山投棄場および日夏投棄場の運営・維持管理に要した費用でございます。予算現額1億7,954万6千円に対し、1億7,755万2,187円を支出いたしました。不用額は199万3,813円でございます。内訳といたしまして、第1節 報酬は、パートタイム会計年度任用職員としての中山投棄場の搬入物検査員4名と日直員3名の報酬で560万7,299円を支出いたしました。第4節 共済費は、同じく

搬入物検査員と日直員、計7名の社会保険と雇用保険の負担金、労災保険負担金で31万542円を支出いたしました。第7節 報償費は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく地元への環境保全経費で合計341万6千円を支出いたしました。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。3件とも令和2年度をもって支出を終了いたしました。続きまして、第10節 需用費は、事務用品や浸出水処理用薬品の消耗品費、公用車・重機の燃料費、計量伝票など印刷物に係ります印刷製本費、電気・水道等の光熱水費、浸出水処理設備および重機・ダンプ等に係る修繕料など合計1,640万4,553円を支出いたしました。第12節 委託料は、次の12ページにまたがりませんが、一般廃棄物処理をはじめ、中山投棄場および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、設備の法定点検、法令・公害防止協定に基づく水質検査等のほか、中山投棄場閉鎖工事に係る測量調査・実施設計や新たな中継基地となる愛知郡清掃センター跡地への事務所移転作業などに関し、備考欄に記載の合計22業務の業務委託を行いまして合計1億3,223万4,245円を支出いたしました。第14節 工事請負費は、令和2年8月定例会で補正予算をお認めいただいた中山投棄場閉鎖対策工事に係る経費で、令和2年度分として1,566万4千円を支出いたしました。第17節 備品購入費は、所属内での情報共有のためのネット

ワーク型ハードディスクの買換えに2万7,500円を支出いたしました。第18節 負担金、補助及び交付金は、三重県伊賀市への環境保全負担金と県の廃棄物適正管理協議会費で合計232万1千円を支出いたしました。

続きまして、第2目 塵芥焼却場費ですが、新ごみ処理施設の建設に係ります建設推進室の運営に要した経費でございます。予算現額1億5,117万9千円に対しまして、1億4,780万1,507円を支出いたしました。不用額は337万7,493円でございます。内訳としまして、第7節 報償費は、新たに設置した新ごみ処理施設連絡協議会委員に対する報償費で先進施設京都市南部クリーンセンター第2工場への視察研修を含め3回の連絡協議会を開催し、1人当たり5,400円を支出いたしました。13ページをお願いします。第8節 旅費は、新ごみ処理施設連絡協議会委員の費用弁償と新ごみ処理施設整備に係る先進地視察および県との協議等に係る職員の普通旅費で1万9,188円を支出いたしました。第11節 役務費は、郵便代と公用車の保険料のほか、建設候補地内にある相続放棄地に対し裁判所への相続財産管理人の選任申立てに必要な予納金100万円と手続きに係る印紙代等の合計106万6,426円を支出いたしました。第12節 委託料は、新ごみ処理施設に係る施設整備・造成等基本設計業務、環境影響評価業務などの4業務と愛知郡清掃セ

ンター跡地に整備した一般廃棄物中継施設に係る実施設計委託と施工監理委託、施設周辺の地下水等の検査委託に要する経費として合計 7,468 万 2,270 円を支出いたしました。第 14 節 工事請負費は、中継基地整備に係る工事費とストックヤードの防鳥ネット修繕に係る工事費を合わせ、7,088 万 4 千円を支出いたしました。第 17 節 備品購入費は、中継基地の事務所に備え付ける書庫やレジスター、事務用椅子などを購入し、32 万 17 円を支出いたしました。

続きまして 14 ページをお開き願います。第 4 款 予備費、第 1 項 予備費、第 1 目 予備費の執行はございません。

以上が歳出の決算でございまして、予算現額 5 億 2,638 万 4 千円に対しまして支出済額 5 億 1,685 万 5,891 円で、不用額は 952 万 8,109 円となり、執行率は、98.19%でございました。

次に、15 ページに移っていただきまして、実質収支に関する調書でございます。千円未満四捨五入しておりますが、区分 3 の歳入歳出差引額は 1,005 万 1 千円で、区分 4 の翌年度へ繰り越すべき財源はなく、区分 5 の実質収支額は同額の 1,005 万 1 千円でございます。

次に、16 ページをお開き願います。財産に関する調書でございますが、1 公有財産の(1)土地および建物の状況につきましては、前年度からの土地の増減はございませんが、建物につき

ましては、小八木中継基地の事務所棟 178.39 m²が増えております。17 ページに移っていただきまして、2 物品は、購入価格 50 万円以上の物品、備品の状況でございますが、買い取りで使用してございました紫雲苑の公用車を廃車し、新たな公用車をリース契約としたことから 1 減となっております。財務会計システム・グループウェアシステムについては、更新したことから 1 増、1 減となっております。次に、3 基金につきましては、決算年度末、令和 2 年度末の現在高といたしまして、表の右から 2 列目の欄で、財政調整基金 1 億 2,721 万 3,797 円、投棄場重機・施設整備基金 3,690 万 4,698 円、斎場施設整備基金 75 万 1,300 円、退職手当基金 5,639 万 796 円で、4 つの基金の合計で 2 億 2,126 万 591 円でございます。増減高といたしまして、内訳を備考欄に記載してございますが、それぞれ利息分の積み立てのほかに、財政調整基金は先ほど歳入および歳出でご説明いたしましたとおり、取り崩しと前年度繰越金からの積み立て増しをしております。また、退職手当基金も積み立て増しをしております 4 つの基金の合計では、前年度と比べ 442 万 2,259 円の増となりました。

以上が令和 2 年度(2020 年度)一般会計歳入歳出決算でございます。

引き続きまして、添付資料の令和 2 年度(2020 年度)主要な施策の成果および事務報告書について、ご説明させていただきます。これは、決算からみ

た主要な施策の成果と事務報告書、関連附属資料によって構成されているものでございます。なお、事務報告書については、所属ごとに分かれておりますので、詳細については、後ほど各自でご確認いただきたいと思いますのですが、ここでは主要な施策の成果のみ簡単にご説明させていただきます。

1 ページ「はじめに」ということで、当組合は一部事務組合でございまして、1 市 4 町で共同処理する事務等について説明させていただいております。2 ページをお願いいたします。まず、令和 2 年度の決算の状況でございます。前年度と比較しますと、歳入で 7,415 万 8 千円の増、歳出で 8,163 万 4 千円の増となっております。また、令和 2 年度の歳入歳出差引額は 1,005 万 1 千円となり、実質収支額は同額の 1,005 万 1 千円となりました。下にあります(1)歳入の状況でございますが、歳入の総額に対し、市町からの分担金および負担金は 4 億 4,449 万 9 千円となり、構成比で 84.4%と歳入の根幹となっております。前年度の決算額と比較しますと、市町の負担金が 6,256 万 2 千円の増、使用料及び手数料については、中山投棄場使用料および紫雲苑使用料が増えたことにより 711 万 2 千円の増、また、国の循環型社会形成推進交付金の補助対象事業費が増えたことにより、国庫支出金が 454 万 2 千円の増となっております。繰越金につきましては、528 万 9 千円の減となりました。次に、3 ページを

お願いします。(2)歳出の状況でございますが、令和 2 年度決算額の合計にありますとおり、歳出決算額は 5 億 1,685 万 6 千円で予算額の 98.2%を執行しております。

次に、5 ページをお願いします。歳出決算の構成でございますが、上の目的別の歳出では前年度と比べますと、議会費が 16 万円の減、衛生費は 8,179 万 4 千円の増でございました。主な理由としまして、議会費については、令和元年度は臨時会が 3 回開催されましたが、令和 2 年度は 1 回の開催であったため減となりました。また、衛生費におきましては、令和元年度に比べ中山投棄場への不燃ごみ搬入量が増え民間業者への処理委託料が 1 割増となったこと、令和 2 年度は中山投棄場閉鎖工事に係る測量調査・実施設計業務および 2 カ年にわたる閉鎖対策工事が始まったこと、中山投棄場に代わる中継基地整備工事を行ったこと、新ごみ処理施設整備に係る用地測量調査を実施したこと、環境影響評価業務および施設整備・造成等基本設計業務の令和 2 年度の事業費が多かったことなどにより、前年度に比べ 8,179 万 4 千円の増となりました。また、性質別歳出で前年度と比べてみますと、主なもので、これまでの臨時的任用職員の給与は賃金として物件費となっておりましたが、全て会計年度任用職員となり報酬、給料として人件費となったことから、人件費が増えております。普通建設事業費は、中山投棄場閉

鎖対策工事や中継基地整備工事などで、前年度に比べ1億903万2千円皆増となっております。詳細につきましては、次の6ページ、7ページの目的別歳出決算の比較表、8ページ、9ページの性質別歳出決算の比較表をそれぞれ掲載しております。10ページ以降につきましては、説明を省かせていただきますが、当組合の所属ごとの事務報告書になっておりまして、31ページ以降は附属資料として人件費、修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費の明細と地方債の状況を記載しております。いずれにいたしましても、当組合の財源の根幹を成します分担金及び負担金は、財政厳しい中での構成市町からのご負担であることを肝に銘じ、組合業務を効率的、効果的に適正執行していくことが、何よりも大切であると考えております。

以上で議案第6号に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。なお、一括質疑、一括答弁ですので、質疑は一括でお願いします。6番 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 令和2年度一般会計歳入歳出決算について質問をさせていただきます。款2 衛生費、項3 清掃費、目2 塵芥焼却場費、節12 委託料についてであります。施設整備・造成等基本設計業務2,514万

6千円の執行がされています。これは、既成事実として進めるものであり、予算の段階で私は反対しました。西清崎は、あくまで建設候補地としているのであり、建設地と決定されていないから矛盾を生じています。もし、これが覆って新たなところに候補地が決まるならば、その費用は無駄となってしまいます。そういう点で、改めて予算の計上それから予算を執行されたことについての見解を求めるものであります。

二つ目は、環境影響評価業務の進捗状況と現時点での課題・問題点を改めて報告を求めます。そして、管理者はその報告・状況をどのように判断されているのか求めます。

三つ目は、用地測量業務で報告されている課題、問題点は何か。これは、情報公開請求で資料として報告されていますが、議会の中では報告されていません。改めて報告を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 要旨

1についてお答えします。ご指摘の施設整備・造成等基本設計業務に係る予算については、令和元年8月組合定例会において、3カ年にわたる債務負担行為を含め賛成多数で可決いただき、執行しているものでございます。建設候補地から建設地として決定するためには、組合議会において、施設建設や造成工事等に要する費用の総額をお示しする必要があると考えております。そのためには、当該委託業務を

建設候補地の段階で執行し、施設整備基本設計では各プラントメーカーから見積りを徴取するために必要となる要求水準書(案)の作成を、造成等基本設計においては地質調査結果から軟弱地盤の解析をし地盤改良の最適工法の検討を行いその費用を試算してお示しする必要があるもので、ご理解願います。

要旨2についてお答えします。まず、環境影響評価の進捗状況についてですが、令和2年度は計画段階環境配慮書および環境影響評価方法書について公告・縦覧、意見募集や住民説明会を開催し、各書に係る滋賀県環境影響評価審査会での審査を終え、知事意見を得ています。本年度におきましては、環境影響評価方法書に基づき現況調査に着手しており、本年2月に猛禽類の繁殖確認のため先行して調査に着手して以降、翌3月には建設候補地内に地上気象と上層気象の観測機器の設置を行い、通年調査を実施しております。また、4月以降は動植物の生態系や大気質、水質といった環境要素に係る春夏秋冬ごとの四季調査に着手しております。このほか、夏、冬の2季調査として、建設候補地を中心とした半径2km範囲内における煙突からの排ガスの拡散予測を行うため、人体に影響のないトレーサーガスの放出による現地拡散実験を7月に実施したほか、人と自然とのふれあい活動の場の調査として荒神山入山者等へのアンケート調査や伝承文化の調査

も実施しています。本日までの現況調査の結果としては、動植物調査において、オオタカなど滋賀県レッドデータブック2020年版で希少種に位置付けられている種が確認されております。なお、大気質などの現況は特に問題はありませんでした。大気質調査におきましては、候補地とその周辺の皆様のご理解とご協力をいただき、お借りした土地に観測機器を設置して調査してまいりました。現時点での課題・問題点につきましては、現地拡散実験のための観測機器2機が倒されるなどの事案が発生しましたが、いずれのケースも調査結果への影響はございませんでした。今後、秋冬の現況調査を控えておりますことから、今後とも候補地周辺地域の皆様のご理解と協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長(杉原祥浩君) 管理者。

○管理者(和田裕行君) 要旨2について管理者としての判断をお答えします。現時点において課題や問題点はないとのことですので、このまま今後の環境影響評価の進捗を見守りたいと考えております。また、来年度に公告・縦覧を予定する環境影響評価準備書に対する滋賀県環境影響評価審査会や知事意見に対しましては、適切かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 要旨3についてお答えします。令和2年度

事業として実施しました用地測量業務については、候補地内に相続放棄された土地や対側土地で相続人の調査が困難な案件もありましたが、相続放棄地については相続財産管理人制度により当該土地の管理者となる相続財産管理人が選任され、今後も対応いただくことになっております。また、対側土地の相続人の探索については、日数は要しましたが相続人を確定するとともに用地測量業務の境界確定に必要な権利者の同意を得ることができたことなど、事業完了までに課題となる事案の解消に努めたことから、当該業務完了に係る受注業者からの報告に課題や問題点はありませんでした。

○議長（杉原祥浩君） 西澤君。

○6番（西澤申明君） 要旨2のところですけど、アンケート調査がされていると言われました。荒神山を憩いの場とし、また、ウォーキングの場として楽しむ方々が周辺ないしは遠い所から来られていると聞いています。その内容は全てアンケートをされて調査をまとめられているのかどうかお聞きします。

それから、猛禽類がありました。2020年の県が発行されたレッドデータブックに記載をされている希少種の確認がされたのですが、さらに詳しく調べた上で、どういう対応をするのか、これが二点目です。

もう一つは、観測機が2機と言われました。地図上のどこにかを口頭で説

明するのは難しいですけど、2機では少ないのではないかと。風は一定方向から吹くものではありません。その点で、今後増設をする計画があるのかなのか、どういう調査をされるのか改めて確認します。

○建設推進室長（杉山暢基君） 荒神山に訪れた方へのアンケート調査は、どこからどういったことを目的として来られたのかということ进行调查したものであり、現在はコンサル会社の方で調査の結果を取りまとめているところでございます。

希少種の対応につきましては、来年度に環境影響評価準備書を公告、縦覧いたしまして、それに対する滋賀県環境影響評価審査会の方で対応を求められることになってくるかと思えますけど、希少種ということなので、全て対応を求められるというものではございませんので、ご意見いただきましたことについて適切に対応してまいりたいと考えております。

観測機器2機が倒れていた件につきましては、これは2機だけ設置しているというのではなくて、実際は拡散実験を行う前に実験日の風向きを予測しまして一旦70地点に機器を設置します。当日の風向きでその内の30地点に絞りまして観測機器を作動させるという実験でございまして、その30地点には機器の不具合も起こるかもしれないということで、それぞれの地点でカバーできるよう多めに地点の設定をしておりますのでその30地

点のうちの2地点ということでございます。これは、賀田山町内の2地点ですが、それが欠測したところで、他の地点でカバーできたということでございます。

猛禽類の希少種について滋賀県環境影響評価審査会で来年度に対応を求められますが、我々としてもどういった対応が必要かということは、考えておりますけれども、実際にどのような対応をしていくかについては、審査会の結果次第で適切に対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 再々質疑、西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 要旨1のところでは回答がありました。しかし、あくまで建設候補地なんです。不安定な状況。つまり議会での承認の前提に財政的な裏打ちのところでの根拠を言われました。財政負担のところだけが集中点で関心事になるわけです。和田新市長が財政負担の問題について大きくクローズアップした見解を述べておられますが、それだけでなく安全かどうかそれから住民のコンセンサスが得られるかどうか、大変大きな課題なんです。そういう点でも、環境影響評価を住民の皆様が関心を持っておられます。候補地が以前3カ所が断念になってきましたけれども、こういうことも十分考えられるとすると、その費用の支出は大変無駄になってしまうというのが現実にあります。そういう点でもこの支出は本来計上すべき

でなかったと思っておりますけど、状況が進行している中でこの状況をどのように考えるのか。つまり、候補地の場所が不安定な段階で支出をすること。つまり、次の段階に進む上で、スムーズに次のステップに行く、竹原の時は、そういう説明がよくありました。けれども、住民の皆さんの納得が得られず、断念となりましたし、議会も白紙撤回の議決がなされました。そういうことも十分あり得るということを考えてどう思うか、見解をもう一度求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 西清崎の環境影響評価の業務も西清崎を建設地として進めていくために必要な調査ということで予算をお認めいただいておりますし、この基本設計等の業務は概算費用を積算していく上で必要となってくるものでございますので、候補地が建設地として適切なところかどうか判断していく材料の一つとして必要なものであると考えておりますので、ご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 以上で事前通告があった質疑が終了しましたので、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原祥浩君） では、暫時休憩をいたしまして、討論の発言順位を決めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

〔午後 3 時 13 分休憩〕

〔午後 3 時 21 分再開〕

○議長（杉原祥浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。討論の発言者が 2 名おられますので、順次発言をしていただきます。その順位は、5 番 角井英明君、6 番 西澤伸明君とし、順次発言を許します。

5 番 角井議員。

○5 番（角井英明君） 議案第 6 号の反対討論です。理由は、決算書の 13 ページ節 12 委託料、7,468 万 2,270 円の中で新ごみ処理施設に係る施設整備・造成等基本設計業務、環境影響評価業務など 4 業務に 6,224 万 1,270 円が支出されていることです。先ほど議論ありましたように、西清崎は現時点であくまで建設候補地です。西清崎が建設地として適切かどうか調べる環境影響評価業務が続いています。既に終わっている軟弱地盤の程度等を調べる地質調査や環境影響評価を経てはじめて建設地になります。建設地として決定する前の施設整備・造成等基本設計業務や用地測量業務は時期尚早と考えます。法務局にある地図と現地との違いがあると建築ができないので地図訂正を行う地図訂正業務もそうです。既成事実がどんどん作られて、後戻りができなくなるのではないかと危惧します。

もう一つの反対理由は、収入として国の循環型社会形成推進交付金が 2,062 万 8 千円あることです。2008 年の環境省の循環型社会への新たな挑戦の中には、循環型社会の姿として天然資源の消費の抑制を図るために、1 番目リデュース・廃棄物等の発生抑制、2 番目リユース・再使用、3 番目マテリアルリサイクル・再生利用、4 番目サーマルリサイクル・熱回収、5 番目適正処分としており、3 R を優先するという位置付けを明確にしています。西清崎で進められている新ごみ処理施設建設計画は、これら 5 つの中の 4 番目のサーマルリサイクルを進めようとするものであり、本来の循環型社会形成には遠いものです。国は同じ年にごみを燃やして高効率で発電する高効率ごみ発電を採用した場合、焼却施設建設費用の交付金額を 3 分の 1 から 2 分の 1 に増やしています。財政措置によるごみ焼却発電施設建設の誘導政策です。財政的にやり繰りが大変な多くの自治体にとっては魅力的な財政的支援で全国各地で自治体をこえた広域でのごみの一括処理、焼却炉の大型化、ごみ発電機能を備えた最新鋭の焼却炉建設がひろがりました。その結果、どういう事が起こったか。ごみ発電のためにはカロリーが高い廃プラスチックごみを燃やすことが不可欠。大型化した焼却炉を維持するためには燃やすごみが沢山必要。資源化でごみを減らすと燃やすごみが足らなくなり、焼却炉の安定した維持管理

に支障をきたす。高効率発電を維持するためには、焼却カロリーが高い廃プラの分別資源は考えられない等、環境や自然保護、人の健康を守ることより経済財政効率が最優先の立場をとって、廃棄物を分別せず焼却する方法に大きく舵を切る自治体が増えました。これでは、本当の意味での循環型社会形成にはなりません。彦根市では西清崎での新ごみ処理施設建設をめぐって、先ほど出ましたように、荒神山を利用している市民の中から、荒神山を守る会が立ち上がって、住民自らが抜本的なごみ減量に取り組むことで、現在進められている荒神山の麓での新ごみ処理施設の見直しを求める運動が起こっています。こうした動きこそ循環型社会形成だと考えます。ごみ発電は、建設費用が高い上に高カロリーで燃やすために補修費など高額の維持管理費が必要です。自治体財政を圧迫します。そうではなく、焼却炉に頼らない、独自の資源循環のまちづくりを進める自治体が各地で現れています。こうした動きこそ循環型社会形成であり、交付金の対象とすべきです。彦根愛知犬上広域行政組合で進められている新ごみ処理施設建設が本当の意味での循環型社会形成ではないと考えます。以上二つの理由で、議案第6号に反対し討論とします。

○議長（杉原祥浩君） 6番 西澤議員。

○6番（西澤申明君） 私は、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定の討

論を行います。決算認定に反対する理由を以下述べます。歳出の部で款2衛生費、節12 委託料の施設整備・造成等基本設計業務 2,514万6千円についてであります。本行政組合の新ごみ処理施設整備事業では建設候補地に西清崎・荒神山麓が決定され、環境影響評価の諸手続きが進められています。しかし、あくまで候補地に過ぎません。同僚議員がごみ搬入のアクセスルートについての情報公開請求で入手した情報資料、令和2年6月1日の協議録では、アセスの結果が出る令和5年において正式に候補地が決定地になると行政組合の説明として記述されています。続いて、アセスが終わるまでは、あくまでも候補地であり具体的に事業に着手できないと明確に説明されています。また令和2年6月11日の協議録でも行政組合側は、時間的な問題もあるが、今は候補地である。建設地となるのはアセスを終えた令和5年であり、それまでは事業にかかれたいのではと述べています。このようにアセスを終える令和5年までは具体的な事業にかかれたいとしているにも関わらず、施設整備・造成等基本設計の予算を計上し事業を執行していることは建設地ではないにも関わらず、既成事実を積み重ね、税金の無駄使いになりかねず、当局の見解・方針にも反することではないでしょうか。これを含んだ決算を承認することはできません。

次に、令和2年度の事業評価として、

その他の主な問題点は次の事項です。一つ目は、搬入道路・アクセスルートです。先ほども引用した情報公開資料のアクセス道路をめぐる協議録、令和2年2月18日に広域組合側が環境影響評価の方法書作成までに道路のルートを決める必要があると述べています。ところが、荒神山を横断するトンネル案の白紙撤回により搬入ルートは確定せず、搬入ルートは不明なままです。これは明らかに、この事業と一体の計画であるアクセスルートもアセスの対象にしなければならないとしているにも関わらず、一部が欠落していることになり、現状では欠陥影響評価と言わざるを得ません。

二つ目は、基本計画で決定された西清崎の候補地が1、土砂災害特別警戒区域を含んでいること。2、地質調査により20mから40mの軟弱地盤であり、地盤改良には膨大な費用がかかる上、根本的な危険除去が可能かどうかは不透明であることが指摘されている。3、浸水想定区域であること。2mの盛土では解消が疑問視されている。4、市民の憩い・観光・信仰・自然を阻害するなどです。

三つ目は、本年6月、プラスチック資源循環促進法が国会で成立し、政府は今までの方針を大きく転換せざるを得なくなっています。既に12品目のプラスチック類の製造を規制する方針を環境省は出しています。そんな中、熱効率を上げることを理由に廃プラスチックも焼却することを念頭に、

処理能力2基・147トンを基本的枠組みにしていることは、脱炭素社会・地球温暖化防止が世界と日本で大きくなりつつある流れに逆行するものです。

四つ目は基本計画を手掛けたコンサル企業が環境影響評価の業務を請け負い、さらに施設整備・造成等基本設計業務まで請け負っており、これで公正な環境影響評価ができるのか不信・疑問を払拭することができません。

最後に、去る7月18日開催された荒神山守る会結成の集いでは、計画の見直しを求めるとともに、ごみの分別、思い切った減量・ごみ半減が呼び掛けられました。住民、行政、事業所等の協力で、ごみ半減を実現することができるならば近江八幡市のごみ処理場のように建設費は60億円で済みます。また、ごみ処理施設の設置場所についても様々な選択肢が生まれるかと思えます。私は、候補地としての荒神山麓をやめて、ごみの大幅減量化を前提に、現地建替も重要な選択肢の一つとして、様々な克服すべき課題を真剣に検討することを提起したいと思えます。

一方、4町のRDF方式は早くから根本的な欠陥が指摘されており、容器・包装廃プラスチックも焼却することを大前提に成り立っていることなどから、早々に4町のごみ行政の根本的な見直しが迫られるものと考えます。以上で令和2年度一般会計歳入歳出決算認定に反対するものです。

○議長（杉原祥浩君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原祥浩君） 討論なし認めます。これより採決を行います。議案第6号 令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉原祥浩君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第6号 令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第7号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第7、議案第7号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔角川議会事務局次長朗読〕

○議長（杉原祥浩君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（和田裕行君） 議案第7号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

当初予算総額6億6,065万9千円に対しまして、歳入歳出それぞれ353万2千円を増額し、予算総額を6億6,419万1千円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） それでは、事務局からの詳細な説明を求めます。総務課長。

○総務課長（角川崇生君） それでは、議案第7号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明させていただきます。補正予算書の1ページをお開き願います。

今回お願いいたします一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万2千円を増額し、総額を6億6,419万1千円とするものでございます。2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、2ページの歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金に増減はございません。第5款 繰入金、第1項 基金繰入金につきましては、補正前の額3,131万円に353万2千円を増額し、3,484万2千円とするものです。

次に、3ページの歳出につきましては、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費につきまして、補正前の額1億6,054万8千円から1,065万3千円を減額し、1億4,989万5千円とするも

の。また、第2項 保健衛生費については、補正前の額 4,989 万 1 千円に 1,418 万 5 千円を追加し、6,407 万 6 千円とするものです。

それでは、歳入、歳出それぞれの説明につきましては、5 ページから 9 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。説明につきましては、歳出から説明させていただきますので、9 ページをお願いいたします。3 歳出におきまして、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費につきまして、補正前の額 1 億 5,619 万円から 1,065 万 3 千円を減額し、1 億 4,553 万 7 千円とするもので、給料をはじめとする人件費に関して、当組合の本年度の人事異動によりまして、体制に変更があったことから、現体制で積算したことで減額となったものです。内訳としましては、第1節 報酬、第2節 給料、第3節 職員手当等、第4節 共済費、第8節 旅費、第18節 負担金、補助及び交付金は体制変更による減額、第11節 役務費の保険料につきましては、公用車更新による保険料の増に伴う 3 千円をお願いするもので、第17節 備品購入費につきましては、小八木中継基地において不足するパソコンを 1 台購入する費用として 35 万円をお願いするものです。次に、第2款 衛生費、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費において、補正前の額 4,989 万 1 千円に 1,418 万 5 千円を追加し、6,407 万 6 千円とするものです。

内訳として、第10節 需用費につきまして、昨年秋の当初予算編成時に業者による点検を実施し、その結果をもとに紫雲苑火葬炉設備の修繕料を予算化しておりましたが、4月に実施した点検で再燃炉において早期に修繕を実施する必要性が生じたため、6基全ての修繕に係る経費 1,760 万円をお願いするものです。また、浄化槽におきまして、浄化槽膜の交換が必要となったため 137 万 5 千円をお願いするものです。次の第12節 委託料は、今年度実施した休日等火葬業務に係る入札執行による事業費の確定により、467 万 1 千円の減額をお願いするものです。最後に第13節 使用料及び賃借料は、複合機の更新によるリース料の確定に伴い、11 万 9 千円の減額をお願いするものです。

次に、10 ページから 12 ページにつきましては、補正予算給与費明細書でございまして、会計年度任用職員を含む一般職の報酬、給料、職員手当、共済費の内訳となっております。特別職の補正増減はございません。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、お戻りいただきまして、7 ページをお願いいたします。2. 歳入につきまして、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金につきましては、増減はございませんが、今回の補正予算に伴い、各管理運営費の組み替えを行いました。この運営費負担金の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。な

お、この負担金につきましては、1市4町構成市町ごとに斎場管理分、投棄場管理分、中継施設管理分、建設推進室分に区分けをして計算させていただいております。次に、8ページをお開き願います。第5款 繰入金、第1項基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金につきましては、補正前の額2,003万4千円に353万2千円を追加し、2,356万6千円とするもので、これは、火葬炉設備等の修繕に伴い不足する分について、財政調整基金からの繰り入れをお願いするものです。

以上、補正予算の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。

以上で議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原祥浩君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第7号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに、賛成の方々の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉原祥浩君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号 令和3年度（2021年度）彦

根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午後3時45分休憩〕

〔午後3時50分再開〕

○議長（杉原祥浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 一般質問

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第8、定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の発言通告書が4名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、5番 角井英明君、13番 小川隆史君、15番 伊藤容子さん、6番 西澤伸明君とします。

なお、一括質問、一括答弁ですので、質問者は一括で質問してください。

5番 角井英明君。

○5番（角井英明君） 一つ目です。信仰の山であり自然豊かな荒神山での施設建設について。西清崎が建設候補地に決まったとき、隣接する荒神山神社に配慮して施設の色等配慮するとされました。しかし、長い歴史があり信仰の山とあってよい荒神山の麓での建設は、どのような対策を講じてもそぐわないと考えます。歴史や信仰は目に見えません。だからこそ敬けんな気持ちで再考すべきです。今回の計

画のように神社や国定公園のすぐそばに焼却場が建っているところがあるのか教えてください。

人工的な生きにくい社会をつくってきたからか、健康志向、自然志向が強まっています。ウォーキングを楽しむ人が増えています。緑の中でおいしい空気を吸ってリフレッシュする。彦根市の計画でも市民が憩える場所にすると位置付けられている荒神山です。市民にとって大切な場所であり、今後もそうしていくべきであり、そのためにも候補地の再検討が必要だと考えます。見解を伺います。

二つ目です。ごみ分別方法統一化等検討委員会の進捗状況は。一般廃棄物処理基本計画の改定に併せ、広域での処理施設建設を進めるために1市4町のごみ分別の統一が必要ということで、ごみ分別方法統一化等検討委員会が立ち上がっています。今までの広域議会の答弁によれば、既に統一化が終わっているはずですが、遅れている原因と現在の議論の到達点、これからのスケジュールを示してください。

広域組合の建設推進室もメンバーに入っていますが、推進室としてどう進めたいと考えているのか教えてください。

異常気象が世界各地で起こっています。地球温暖化がその原因だとIPCCも断定しています。状況は、そう断定せざるを得ないところまで来ています。世界の英知を傾けて温暖化を防止しなければならないときに、熱回

収はすぐわないと考えます。見解を伺います。

三つ目です。容器包装プラスチックは資源化か、熱回収か。この問題をコスト面だけで考えてよいのか。建設推進室からの報告事項によれば、将来的な当圏域内の財政状況などから考えると、資源化する方が20年間で約40億円費用が多くかかるとあります。標題2と関係しますが、費用負担も大事ですが、地球環境はそれ以上に大切です。資源化が求められていると考えます。見解をお願いします。

資源化する方が20年間で約40億円費用がかかるという見解を補強するために、人口減少で個人住民税が約3億円減少すること、高齢化が進み介護保険事業に係る費用が増加、10年後には約5億円の介護保険事業費が増える予測になるとあります。熱回収する根拠として介護保険事業費を持ち出していることに大きな違和感があります。見解を伺います。

ごみ問題研究者の岩佐恵美さんはこう指摘しています。焼却炉を縮小し、建設費もランニングコストも削減し、浮いたお金で福祉や教育などの住民サービスを向上させようという取り組みも始まっています。今、彦根市民の中からごみ減量の意識が高まっています。ご存知のように、最近立ち上がった荒神山を守る会の方針の一つは、ごみを2分の1に減量するということです。こういう動きを励まし、焼却炉の縮小をリードするのも建設推

進室の役割だと考えます。見解をお願いします。

ごみ減量に市民と一緒に取り組む。プラスチックごみの発生抑制に率先して取り組む役割が、1市4町のごみ処理を束ねる建設推進室にあると思います。2018年改定の彦根市一般廃棄物処理基本計画には、特にごみのリデュース・発生抑制や製品等のリユース・再使用の2Rの取り組みを優先的に進め、次に、再生利用・リサイクルを進めるために市民、市民団体、事業者、市の主体が協働してごみの減量・資源化を推進します。なおもごみとして処理せざるを得ないものについては、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図りながら、環境にできるだけ負荷をかけないよう適正に処理していきますとあります。熱回収は環境に負荷をかけるのではないのでしょうか。見解をお願いします。

最後です。2019年から始まっている西清崎町自治会とのまちづくり事業プラン作成に向けての協議について。事務報告書には、地域振興策を実施するために必要となる、まちづくり事業プランの作成に向けた協議を2019年11月から開始したとあります。建設地として決定していない段階でのまちづくり事業プラン作成は、既成事実を作ってしまう後にはやるしかないという考えを生んでしまうのではと思います。環境影響評価等、正当な手順を踏み建設地として決まってからでも遅くないと考えます。コロナ禍で中

断しているとのことですが、今までの議論と合わせて見解をお願いします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 標題

1の要旨1についてお答えします。信仰心については、千差万別であり信仰心のみを根拠として圏域内全ての住民が利用されることとなるごみ処理施設建設候補地を再検討することは適切ではないと考えております。しかしながら、荒神山を愛し、信仰の山として崇敬されている方々が多くおられるということは事実ですので、施設の配色などによる荒神山麓との調和はもちろんのことですが、環境学習や避難場所としての機能、地域振興・観光振興とも結びつくような取り組みを実施することで、施設供用開始後には、この場所に施設が整備されて良かったと思っていただけるよう、ごみ処理という機能以外の面でも貢献できる施設としてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。また、全国的には、神社や国定公園のそばにごみ処理施設が整備されている事例はございます。神社で言えば、近隣府県においては施設から直線距離で数百m以内の地点に神社が存在する施設がいくつかございます。一方、国定公園で言えば、近隣府県においては国定公園区域内に建設されている施設がいくつかございます。このようなことから、議員のご指摘いただいている理由をもって、現在の建設候補地の再検討は考えておりませんので、ご理解

願います。

標題 1 の要旨 2 についてお答えします。新ごみ処理施設からの排ガスについては、法律に定められた公害防止基準よりも下回る自主基準値を設けて管理・運営することとなりますので、荒神山周辺をウォーキングされる方々の健康に影響を与えるようなことはございません。また、先の答弁でも申しましたとおり、新たなごみ処理施設には、環境学習や避難場所としての機能、地域振興・観光振興とも結びつくような取り組みを実施するほか、荒神山周辺をウォーキングされる方々にも利用いただける駐車場を整備することも検討しており、施設供用開始後には、この場所に施設が整備されて良かったと思っただけのよう、ごみ処理という機能以外の面でも貢献できる施設としてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

標題 2 の要旨 1 についてお答えします。1 市 4 町の分別区分の統一について、これまでの答弁では、令和 2 年度末に予定されていた各市町の一般廃棄物処理基本計画の改定に併せ、その中で分別区分の統一や廃棄物の減量目標値を定めていただく必要があるとご説明してまいりました。1 市 4 町廃棄物行政担当課では、令和元年度から分別区分の統一に向けた検討が始められ、まずは、令和 3 年度から愛荘町を含めた不燃ごみ処理に向けた分別統一の協議から始められました。その後、令和 2 年度に 1 市 4 町で策定

する彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画において、新ごみ処理施設で容器包装プラスチックを燃やして熱回収するか、あるいは燃やさず分別・資源化するか等の処理方針を決定していくために、昨年 9 月から 10 月にかけて 1 市 4 町でプラスチック類の処理について問う住民アンケート調査を実施されたところ、彦根市は分別・資源化、4 町は熱回収に積極的な回答が多数となり彦根市と 4 町で異なる結果となったとのことです。この結果を受け、昨年 11 月に開催された彦根市廃棄物減量等推進審議会において、プラスチック類の処理方針決定までを含めた 1 市 4 町の基本計画を令和 2 年度中に策定するには時間的に無理があると判断されたことから、1 市 4 町で協議をされた結果、令和 2 年度末改定となっていた 4 町の現行計画を 1 年延長することとされました。当組合としましては、遅くとも令和 3 年 7 月までにプラスチック類の処理方針の決定を必要としたことから、1 市 4 町の協議の場としてごみ分別方法統一化等検討委員会を立上げられ、彦根市廃棄物減量等推進審議会に先行して処理方式案を決定した上で、それをもとに令和 4 年度からの統一化計画を策定していくことが現実的であるとの判断に至ったとのことです。よって、これらのことから、1 市 4 町全体の一般廃棄物処理基本計画の策定が令和 4 年 3 月を予定されていることから、現在のところ新ごみ

処理施設供用開始後における分別区分の統一が済んでいない状況です。

今後のスケジュールとしては、各市町において審議会等の場で計画内容の審議が行われるとともに、統一化等検討委員会においても計画（案）の確認などが行われ、意見公募手続きに入っていられる予定であるとお聞きしております。

標題2の要旨2についてお答えします。彦根市が中心となり1市4町で進められているごみ分別方法統一化等検討委員会には、建設推進室はオブザーバーとして参画させていただいております。推進室としましては、当該検討委員会で分別区分の統一を協議されるための検討資料として、新ごみ処理施設整備連絡協議会で実施した新ごみ処理施設での容器包装プラスチックの処理方式に対する意向調査の結果を提供いたしました。1市4町の分別区分の統一や減量目標の設定については、あくまで1市4町の統一化等検討委員会の委員が、将来的な地球環境や各市町の財政状況を視野に入れて決められるものであり、その内容をもとに各市町の一般廃棄物処理基本計画が定められるものとなりますので、当組合としましては、その方向性が定まった時点で新ごみ処理施設での処理方式を決定し、施設整備を進めたいと考えております。

標題2の要旨3についてお答えします。熱回収については、国内や海外においてCO₂排出量の削減に寄与

できる手法として焼却施設に取り入れられているものですので、ご理解願います。

標題3の要旨1についてお答えします。議員ご指摘の20年間で約40億円費用が多くかかるという部分につきましては、全員協議会が中止となったことで議員の皆様にご配布させていただいた、建設推進室からの報告事項の内容にあるものですが、この数値につきましては、第2回1市4町の統一化等検討委員会で使用された資料をもとに、当組合の第4回施設整備連絡協議会でご説明した内容となります。施設整備連絡協議会では、新ごみ処理施設での容器包装プラスチックの処理方式について、建設候補地周辺住民の代表となる委員のご意向を確認するため、ご指摘いただいている数値のほか、容器包装プラスチックを焼却して熱回収する場合と資源化する場合のCO₂排出量の差や、来年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律で資源化が求められていることなどをご説明し、地球環境面と財政面を考慮した上で、あくまで総合的に判断いただくための材料として数値を示したものですので、ご理解願います。

標題3の要旨2についてお答えします。ご質問の数値や内容は、先ほども申しました1市4町の第2回統一化等検討委員会で使用された資料をもとに、施設整備連絡協議会でご説明させていただいたもので、建設候補地

周辺住民の代表となる委員に対し、今後、当圏域内においては、人口が減少する傾向にあり、それに伴いごみの総量は減っていくこととなりますが、個人住民税による税収入も減少する予測となること、一方、高齢化が進むことで介護保険事業費が増加することなど、彦根市の将来的な財政状況も視野に入れていただくための資料としたものです。今後、ひっ迫することが予想される財政状況のなかで、廃棄物を適正に処理し、CO₂の排出削減にも寄与しながら、ごみ処理経費を抑えることも重要な課題であるということも含め、総合的に判断いただくためには必要な情報であったものと考えておりますので、ご理解願います。

標題3の要旨3についてお答えします。岩佐さんが指摘されているとおり、ごみの減量を進めることができれば、焼却炉の規模を小さくし、建設費やランニングコストも抑えることができます。これまでも各市町においては、ごみの減量化に向けた様々な情報発信や取り組みがなされ、彦根市においては、平成26年度時点から令和元年度までに約6,000tの燃やすごみの減量に成功されていますが、これは彦根市清掃センターに持ち込まれる事業系一般廃棄物の中から不適物を排除した結果であり、家庭系ごみについては減量化が進んでいる状況とは言えません。また、4町においては、平成26年度から一人当たりの年間燃やすごみ排出量は年々増加している傾

向にあります。家庭から排出するごみの量を減らすためには、住民一人ひとりの意識改革と覚悟が必要となり、そのためには、各市町において抜本的な廃棄物行政の改革とごみ量削減のための積極的な啓発が必要と考えます。現在も一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて減量目標値の検討がされていますが、無理な減量目標を掲げ、施設規模を小さくすれば、目標が達成できない場合に処理能力が不足する事態に陥ることになります。また、先の答弁でも申しましたように、将来的な社会情勢や財政状況を鑑みれば、現時点でごみ処理経費に多額の費用を投資するような施設を整備すれば、将来的に福祉事業等に充てられる経費が縮減され、その結果、住民の負担が増えることも考えられます。よって、建設推進室としましては、各市町にはごみの減量による建設費等の削減と将来的な財政状況を鑑みた処理方式について慎重にご審議いただくようお願いし、今年度末に一般廃棄物処理基本計画の方向性が定まった時点で処理方式や施設規模を決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

標題3の要旨4についてお答えします。これまでの答弁でも申しましたように、建設推進室は各市町のごみ処理を束ねるような役割ではなく、1市4町のごみ処理施策に沿った施設を整備する役割を担っており、今後も1市4町とは連携を密にして取り

組みを進めてまいりたいと考えております。なお、熱回収については、ごみを焼却する際に発生する熱を利用することで、CO₂削減に寄与できるものですので、ご理解願います。

標題4の要旨1についてお答えします。平成27年10月から彦根愛知犬上地域でのごみ処理施設建設候補地を公募した際の公募要項には、地域振興策の支払開始時期については、新ごみ処理施設の建設予定地の用地買収が全て完了し、予算措置が講じられた初年度から支払いを開始することとされています。こうしたことから、最終的な環境影響評価書の縦覧を終え、順調に用地買収が進めば令和6年度から地域振興策に係る支払いを開始することになると考えており、それまでに西清崎町自治会には、まちづくり事業プランを策定いただき、当組合および各市町の関係担当課長から構成する審査委員会で事業内容等の審査を経る必要がございます。これまで、西清崎町自治会の建設推進委員7名との協議では、地域の課題等を洗い出し、課題解決のための方策や地域の利点を活かした地域振興のアイデアなどをワークショップ形式で一旦全て出し合い、現在はそれらを取りまとめている段階です。今後は、建設推進委員だけではなく、自治会内の皆さんにもご意見をお聴きすることも必要であり、全ての事業が出揃った時点で概算費用を算出していくこととなりますが、事業の優先順位付けや事業を实

施するための対策を事前に検討しておくことも必要となることから、まちづくり事業プランの作成にはかなりの時間を要し、審査委員会での指摘による修正等も想定しますと、候補地の段階から協議を進める必要がございますので、ご理解願います。

なお、万が一建設地とならないような事態が生じた場合は、西清崎町自治会に対する地域振興策は講じられない旨はご理解いただいているものです。以上です。

○議長（杉原祥浩君） 角井君。

○5番（角井英明君） 一つ目ですけれど、神社から数百mのところにあると言われたんですけど、具体的にどこか教えてもらいたいと思います。先ほど、西澤議員のときにアンケート調査でどこから来たかとか目的とか荒神山でウォーキングされる方にアンケートをしてコンサルが取りまとめてと言われたんですけど、その中で荒神山の麓とか神社のそこら辺のアンケートがあれば教えてほしいと思います。

二つ目ですけれど、一般廃棄物処理基本計画がなかなか決まらないのは、委員の中でいろんな意見があって1年延長するとなったと言われたと思うんですけど、多様な意見があっていると思うんですけど、地球環境とかそういうことを考えていくと、今の答弁では熱回収もありだというように言われたんですけど、熱回収をしない方が地球環境に僕は良いと思うので、そこらへんの見解をもう一度お願いしたい

と思います。

今年の1月に国のプラスチック資源循環戦略ワーキンググループの会議の中で、環境省から容器リサイクル法に則してリサイクルする方が発電を伴うごみ焼却よりCO₂削減効果が2倍以上高かったということが示されています。6月4日には政府の参考人が自治体の焼却炉において石油から作ったプラスチックを今と同じように燃やし続けることはできないと回答して環境大臣も熱回収を最小化させていくという答弁もされています。地球的な規模で考えたり、将来のことを考えると熱回収はどうかと思うので、審議会の委員の中にもそういう意見が多いから1年延長になっているのかと思ったりするので、もう一度そこらへんの見解をお願いします。以上です。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) まず、神社の事例として数百mの地点にあるごみ処理施設ということですが、この辺りの府県では、京都市の南部クリーンセンターさんが最も近く約220mくらいのところに神社がございます。

アンケート調査についてですが、どこから来られた方がどのように荒神山を利用されているかということ进行调查したものでございますので、ごみ処理施設と絡めたような内容ではございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

熱回収をしない方がよいという角

井議員のご意見を頂戴したのですが、余熱回収をしていくのかりサイクルをしていくのかということにつきましては、これからも統一化等検討委員会では、様々な資料をもとにこの圏域においてどちらで処理していくのが良いのかということをご意見を住民目線から見て検討いただくようなものがございますので、住民の皆さんが最終的に判断される処理方式ということで一般廃棄物処理基本計画でもそのようなかたちで示されてくることになると思いますので、我々はその施設、一般廃棄物処理基本計画に示される処理方式に沿ってごみ処理施設を整備していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

リサイクルする方がCO₂削減効果が高いということについては、勿論その通りでございます。削減効果が高いということでございます。その削減効果の差というのが、2倍くらいということでございますけれども削減できるCO₂量の差というのを人口的にいうと、この圏域ですと大体1,000人から1,200人までくらいの方が年間に出される量というようなお聞きしておりますので、そのあたりについても審議会では考慮いただいて処理方式が決定されてくるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長(杉原祥浩君) 角井君。

○5番(角井英明君) ごみの分別ですけど、資源化と焼却それが同じくら

いの数でずっと平行線をたどって、決めないといけない期限がきたときには、どういうふうになっていくのか、そこだけ教えもらえませんか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 最終的に判断させていただくのは、一般廃棄物処理基本計画を我々は見させていただくというかたちになるんですけども、各市町で進められています検討委員会であったり、その検討委員会での検討結果をもとに各市町の廃棄物行政に関する審議会等でそれも参考にしながら分別するのか熱回収するのかというのが決定されていくこととなりますけども、もちろん今年度に基本計画を策定されるということでございますので、それまでにその処理方針というのは決めていただけるものと、また、パブリックコメントも実施されるというようにお聞きしておりますので、そこで我々としましても処理の方向性というのが見えてくるのかなと感じております。

○議長(杉原祥浩君) 13番 小川君。

○13番(小川隆史君) それでは、私の方から、新ごみ処理施設について要旨を三つお願いしております。

一つ目でございますが、彦根市清掃センターでは本年度大規模な修繕があり、新ごみ処理施設の早期整備が望まれています。建設地の決定時期、今後の調査、整備の時期、内容を具体的にお示しいただきたいと思っております。

要旨2でございますが、先ほど角井議員の質問で理事者から説明がありましたので、私は結構です。割愛させていただきます。

要旨3でございますが、ごみ行政において最も重要事項は、ごみ削減であります。ごみ処理だけでなく、環境学習等ができ、子育てにも活用できる施設整備が必要だと考えますが、その考え方を教えてください。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 標題1の要旨1についてお答えします。これまで建設地として決定する時期については、滋賀県による環境影響評価の審査を受け、指摘事項や意見に対する考え方や対応策を示し、現建設候補地での施設建設に問題がないと判断された時点で決定していく旨をご説明してきました。現時点では、環境影響評価の最終段階となる環境影響評価書の公告・縦覧を令和5年9月に予定しておりますが、評価書の公告・縦覧に合わせて各市町で都市計画決定がされることになるため、評価書の公告・縦覧を開始する令和5年9月までには、当組合として現建設候補地を建設地として事業を進めることが決定されている必要があります。しかしながら、これまでの当組合議会における議論では、建設地となっていない段階において、現建設候補地で事業を進める調査や設計などの予算に反対するご意見等もあり、今後、本格的に施設

整備事業を進めるに当たって支障が生じ、事業が計画的に進められないことも想定されますことから、環境影響評価での滋賀県環境影響評価審査会および滋賀県知事の意見に対しては、今後も適切かつ的確に対応していくことを前提として、令和11年度の供用開始を遅らせないためにも、建設候補地から建設地とする議案をできるだけ早い時期に提案し、議員の皆様の承認を賜りたいと考えております。次に、今後の調査関係についてですが、地質調査や地歴調査については令和元年度で終えており、今年の春からは、環境影響評価に係る動植物や大気質などの現況調査を実施しています。この1年を通した現況調査を終えましたら、建設候補地での調査関係は全て終了となります。次に、施設整備の時期ですが、環境影響評価を終えて都市計画決定がされてから入札などにより事業者を決定していくこととなるため、工事に着手できるのは、現時点のスケジュールでは令和6年7月頃からとなります。まずは地盤改良や盛土などの造成工事に1年半程度かけ、その間に落札事業者により施設整備の実施設設計がされ、令和8年1月頃から3カ年程度で施設を建設していき、半年程度の試運転を経て、令和11年度内の供用開始を目指すスケジュールとなっています。

要旨3についてお答えします。近年、ごみ処理施設を更新される場合は、環境学習機能を持たせた施設整備をさ

れるようになってきており、当圏域での新ごみ処理施設もこのような機能を備えた施設整備をしていくことで検討しております。例えば、自然豊かな荒神山の麓に立地する条件を活かした自然観察会の拠点とするための研修室、3Rやごみ処理工程を学ぶための展示や体験コーナー、キッズスペースには廃木材を利用したつみ木を置くなど、環境学習に寄与できる設備等を設けることと併せて、施設内のバリアフリー化、幼児用トイレや多目的トイレ、授乳室などを整備することで、幅広い世代の方にご利用いただき、これまでのごみ処理施設に対するイメージを払拭するとともに、地域振興や観光振興に貢献できる施設にしていきたいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 小川君。

○13番（小川隆史君） ありがとうございます。再質でございますが、要旨1につきましてですね、整備の時期が令和6年7月でそれまでに都市計画決定等々が必要、それを受けての整備の時期が令和6年7月ということですが、それであるならば、建設地の決定時期というのはそれまでということになるんですが、もう少し詳しくどのくらいの目途なんだというのをお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、要旨3でございますが、いま理事者の方から説明があったその通りだと思います。ただ、それが絵に描いた餅では駄目なので、本当にそ

れが実現できるか、実現可能性が高い言葉なのか、お答えいただけるか分かりませんがお約束していただけるか、その意気込みですね。それを聞かせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 建設地として決定していくためには、これまでは環境アセスの状況によって西清崎で適正に施設が整備できるというような判断をしてからというかたちでご説明してきましたけども、まず施設の概算費用につきまして、皆様にお示ししているのは、当初の候補地であった時の本当におおまかな概算費用というかたちになっておりますので、これから各プラントメーカーに対しまして改めて見積りを徴取しているところがございます。これはいま策定した要求水準書(案)をもとに概算が出てくるということでございますので、かなり実際に近いような額のもが出てくると思っておりますが、それが出揃うのが今年の11月末までで期限を切っておりますので、それ以降には建設費用であったり造成に係る整備費用というのが、皆様にお示しできるというかたちになってまいりますので、そのあたりも含めて、今後その時点で建設地としていくのか早期に議案として上程できるように検討してまいりたいと考えております。

絵に描いた餅にならないように、確かにそのように私も思います。整備す

る事業者の選定というのはプロポーザル方式を検討しておりますので、その中で確実に実現できるような提案をしてくる業者というのを選んでいく必要があるというふうに考えておりますので、そのあたりは注視してやっていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長(杉原祥浩君) 先ほど、建設地の決定時期というのは令和5年9月までに決めることをしないと仰ったんじゃないと仰ったんじゃないですか。

○建設推進室長(杉山暢基君) はい、そうです。

○議長(杉原祥浩君) そうですね。だから、今の小川さんの質問によると、建設地の最終の決定の時期は令和5年9月というふうに理解していいということですか。

○建設推進室長(杉山暢基君) 都市計画決定をするまでには決めておかなければいけないということでございます。環境影響評価につきましては、滋賀県環境影響評価審査会のご意見であったり、知事意見に対しては適切にこれからも対応してまいりますので、それを前提としてもう少し早い段階で建設地へ変えることで、今後の事業が円滑に進めていけるというふうに考えておりますので、その時期についても、また改めてお示しさせていただきたいと考えております。

○議長(杉原祥浩君) 15番伊藤容子

さん。

○15番（伊藤容子さん） 私からは、大きく2点質問をさせていただきます。まずは、標題1新ごみ処理場のアクセス道路はどのようになるのか見解をお聞かせください。管理者は従来のアクセス道路である荒神山トンネル工事の建設工事の中止を表明されています。また、6月に開催された連絡協議会で事務局は次回開催にはアクセス道路を示されていると思うとの見解を示されていました。新たなアクセス道路について内容・進捗・今後のスケジュール等を教えていただきたい。

次は、標題2西清崎地先の新ごみ処理施設建設候補地を今後候補地として継続するのか、また新たな候補地の検討を始めるのか、今後の方針をお聞かせください。管理者は、彦根市議会において西清崎地先の新ごみ処理施設建設候補地に関し、答弁の中で各種経費が当初の概算費用とかけ離れた場合、建設候補地の見直しがあり得る旨の答弁をしている。一方6月の連絡協議会では、西清崎以外に新たな建設候補地にする場合、これまでと同様の時間・経費が必要になること、また老朽化した現ごみ処理施設の状態を考慮すると、新ごみ処理施設の完成時期の遅延についての懸念も示されておりました。現在、西清崎地先の新ごみ処理施設建設候補地についての見解を、また新たな候補地の検討についての管理者の見解を教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題1の要旨についてお答えします。候補地が彦根市清崎町地先西清崎に決定以降、新たなごみ処理施設へのアクセス道路の整備について彦根市と協議を重ねた結果、県道2号大津能登川長浜線の交通量の分散化による混雑緩和と安全性確保を図り、新ごみ処理施設周辺の道路機能を高めることを目的として、稲村山農道から荒神山の一部を通過し市道大藪金田線を結ぶ道路をごみ処理施設の専用道路としての位置付けではなく、市道として整備いただくことで事業を進めてまいりました。しかしながら、周辺住民等の皆様から、切通しあるいはトンネル整備により荒神山の一部を改変することに対する反対の声が大きくなってきたことや、トンネルを整備する場合、地質の状況によっては想定以上の費用が必要となる可能性があるなどの理由から、本年5月に就任された和田市長が当該市道整備計画を白紙とする判断をされたところです。当組合としましては、これまでの住民説明会などにおいて、搬入車両の増加による県道2号賀田山西および中沢交差点付近での交通渋滞に対する懸念や、それを回避できることにもなるふるさと農道の延長を求める地元要望などを頂戴しており、こうした地域の懸念や要望に応えられるアクセス道路の整備が必要と考えており、改めて彦根市と協議を進めているところです。

ご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 管理者。

○管理者（和田裕行君） 標題2の要旨についてお答えします。議員ご指摘のとおり、私が彦根市長として就任以降、現在の建設候補地が軟弱地盤ということから、地盤改良費が当初の概算費用をかけ離れ、全体的な整備費として当初の概算費用を大幅に上回ることを危惧したことから、そのような場合には、建設候補地の見直しの検討が必要になるものと想定し発言させていただきました。ただし、新たな建設候補地を選定する場合、これまで同様の経費と時間が必要となりますことから、老朽化した現有施設の状況を鑑みると、彦根市清掃センターの場合、今年度から予定している大規模改修工事で対象としていない設備については、新施設供用開始が遅れることで故障リスクが高まり、結果的に大きな経費が必要となることが懸念され、リバーセンターにおいても老朽化が進み、毎年、多額の修繕費を要していると聞いております。また、当初の施設整備基本計画策定段階での各プラントメーカーからの概算見積りによりますと、DBOやPFIなどの事業方式を採用することで、現有2施設の運営費が当圏域として年間で6億円弱縮減されることとなりますが、供用開始が遅れれば、その間の縮減メリットがなくなることとなります。現在、施設整備基本設計業務で作成した要求水準書(案)をもとに、各プラントメ

ーカーへの見積依頼を実施しており、本年11月末には施設整備費、地盤改良を含む造成費および施設運営費の見積りが出揃う予定となっておりますので、それらと併せ、新たな建設候補地を選定して整備を進めていく場合に要する費用や事業が遅れることで現有施設の維持管理・運営に要する費用、更には老朽化によるリスクも含め、彦根市清崎町地先の建設候補地を建設地として進めることについて総合的に判断したいと考えておりますが、新ごみ処理施設の供用開始を遅らせることについては、できるだけ避けたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。私が彦根市議会の方で環境アセスの結果を待つまでに、もしそれがOKならばという条件付きの判断というのは年度内には遅くとも出させてもらうという答弁をさせていただいておりますので、この場で申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤さん。

○15番（伊藤容子さん） 再質問させていただきます。現在アクセス道路について交差点、賀田山町西と中沢交差点の渋滞の解消とかを理解して市と協議しているという話なんですけれども、それ以外にトンネル工事がいきなり理事者側から提案がありました。住民との意思疎通がされていると思っ
てないんですけど、今後の新たなアクセス道路を作成する時、どのように住民の皆さんや自治会の意向をヒアリ

ングをして、どこで調整をしていくのでしょうか。そこの部分が一番重要かと考えております。

また、そのアクセス道路をどのようにに議会に提案もしくは報告か分かりませんが、本当にこの前のトンネル工事は不意打ちみたいな住民説明会で一方的な報告で終わっているので、それについても教えていただきたいと思っております。

あとですね、新たな候補地に関してですけれども、最後に市長が本年度中と言われたのは、環境影響評価の結果を待つという意味、ちょっと条件付きという意味がちょっと分からなかったでその点もう一度お願いします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） アクセス道路については、彦根市が市道整備ということで、前回の道路に代わるような市道整備を彦根市にお願いしているところをごさいますして、そのルートをどうやって決めていくかにつきましても、彦根市で整備いただけるということであれば、彦根市が住民への公表をいつの時点でするかというところの判断をしていただく必要がございます。組合で整備をするというようなかたちになれば、勿論アセスもいまの環境影響評価の完了も遅れてくるということになりますので、そうならないようお願いしているところではございますけれども、組合が整備するというようなことになれば、決まった段階で公表できるようなかたちをと

っていきたいと考えておりますが、我々としましては、令和 11 年度の供用開始を遅らせないためにも環境影響評価が遅れないように彦根市での市道整備というかたちで道路の部分について、アセスを実施しなくてもよいという方法で以前と同様に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 管理者。

○管理者（和田裕行君） すいません。

ちょっと分かりにくい表現をしましたが、例えば今年度末に私がこのままいくという判断をしても環境影響評価はまだ出ていないので、そこが条件付になるということです。だから言い方として、今年度末にこの清崎地です。ただし、環境影響評価でOKが出ればという条件付になるということです。いずれにせよ令和 5 年 9 月までは、その結果が出ませんので、何故そういう判断を令和 5 年 9 月の時点ではなくてするかというと、それまでに少しでも供用が遅れないために様々なことを前倒しで進めなければ、老朽化した施設等の維持等で余計な費用が発生するおそれがありますので、そういった意味でも環境影響評価の結果待ちの前に、私として判断できる部分は判断させていただきたいという意味で申し上げさせていただきました。それは何かというと、先ほど申しました余分にかかる費用です。盛土あるいは軟弱地盤等の上に建て

るのにあまりにもかけ離れた費用があるから、やはりやめますと言うのか、この範囲なら環境影響評価の結果を待ってGOしますという判断を年度内にさせていただくということでございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤さん。

○15番（伊藤容子さん） 先ほどの一つ目の方で、住民自治会のヒアリングや調整は、どういうふうにするかが答弁いただいているかと思えます。

二つ目ですけれども、今回の西清崎がどれだけ費用がかかるのか、例えば地盤が軟弱でとても費用がかかるといふような総合的な費用で判断したいというのは分かりました。でも、次の候補地が地盤対策の費用がかからないかというのは分からない。比較の問題だと次が非常に安くできるかのような感じですよ。例えば、次の新しい候補地を選んだとしても、もっと軟弱地盤かもしれないとか、もっと今度は硬すぎちゃうところや断層の上かもしれない。そういうところで判断が非常に難しいかと思うんですけれども、ここが高いかどうかという比較の問題について、もう少し今回の考えを聞かせてください。

あともう一つ、市長は環境影響評価がOKで、その総合的な費用の面で合理的だと思うのであれば、ここに決定するということがよろしいでしょうか。ちょっと前の議会の答弁で、環境にいいことだったらコストをかけてでも、そっちをしなくちゃいけないと

思うと6月の彦根市議会で私の質問に答弁をしていただいた記憶があるんですけど、記憶違いならすいません。もう1度確認したいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 住民へのヒアリングに対してどうするのかというところにつきましては、これまでの住民説明会等で周辺の皆様からあそこの候補地で事業を進めるに当たって、アクセス道路を整備することにつきましては、いろんなご意見をいただいておりますので、そのご意見をもとに彦根市で整備していただく場合は、それをもとにルートを決めていかれると思いますし、組合が整備するとなってもそれをもとにこちらでルートを決めていくということを考えておりますので、住民の皆様にはこちらが決定したルートをお示しさせていただくというかたちになってくるものと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 管理者。

○管理者（和田裕行君） 当然これは、比較の問題でございます。私、いま検討ということではなくて、万が一の場合に備えての情報の収集は就任時から十分させていただいております。例えば、他の候補地のどこかというのは、検討という誤解を生むといけないのであれですけども、今どういった状況であって、どういう可能性があるかというのは、逐一全て情報を出しておりますし、あと可能性ですね、建て替え等も含め可能性という部分での費用

の算出等もさせていただいた資料は有しているところでございます。しかしながら、いずれにしましても先ほどから説明させていただいておりますように、今からまた時間をかけて環境影響評価をやり直してということになると、特に老朽化した施設の維持という部分で莫大な費用がかかってまいりますので、覆るハードルはかなり高いということは申し上げられると思います。余程のことがない限り、極端な話、例えば地盤改良するのにプラス 200 億円いりますと言われたら、ちょっとそれは皆さんもう一度考えましようということにはなりますよ。これは極端な例ですけれども。そうではない限りは、やはり諸般の理由、この供用開始が遅れることのデメリットの方がはるかに大きいので、やはり推進をさせていただくという決断をさせていただくということでございます。私としては、できる限りコンパクトでかつ地域の住民の皆さんに納得いただけるような、ごみ処理施設というよりはエコの拠点というようなことをこれから考えて、地域住民の皆さんの合意を得られるようなかたちで、より費用をかけない方法というのは常に模索して研究しているところでございますので、その方向で最終算出させていただき決定をさせていただきたいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 当議会の会議時間は、当組合議会会議規則第 36 条の規定により、彦根市議会会議規則第

9 条の例によって、午前 9 時から午後 5 時までであります。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

それでは、6 番 西澤君。

○6 番（西澤伸明君） それでは、質問をさせていただきます。先ほどから、議員の皆さんから議論があるところで、今の西清崎の候補地については根本的見直しが必要だと考えるものです。それは一つ目に、科学的見地から見直しが必要ではないかという点で、立地上の深刻な問題が指摘されています。以下で言います 3 点を検討し見直しが必要だと提起をしたいと思います。①彦根市策定のハザードマップに土砂災害特別警戒区域と指定されており、そこを含んでいます。②彦根市自体が浸水想定区域に指定をしています。③環境影響評価のボーリング調査で軟弱地盤が指摘されました。この根本的な解決をする上で、どのように改善克服するのか見解を求めます。

大きな 2 点目に、愛荘町竹原地区が断念になった後、候補地の再選定が実施されました。その場合も、再度手上げ方式とし、4 地域が名乗りをあげました。先ほど言いました、基本的なところで検討を加える必要があったのではないかという点で、その際に 4 地域それぞれの評価で科学的見地を貫き評価され、決定されたのか。つまり、持って来てほしいからということで、4 候補地を対等に平準に選んだので

はないかという疑問です。

二つ目に手をあげられた地権者は、もちろん要綱で申し出をされたと思いますが、好んでまた進んで申し出られたのではないと私は考えます。それはどうでしょうか。

三つ目に、検討する主体は広域組合ではなく、市町行政に課せられていると考えますが、土地活用の切実な願いが背景としてあることを理解し受け入れることが重要ではないかと考えます。

大きな3点目、ごみ減量化計画についてであります。当組合が各市町の減量化計画を積極的にリードするため基本計画に記載してある10年後の予想グラフを前提にしないことが重要ではないかと思えます。処理能力、焼却炉2基による、日量147トンはいち切って少量にする方針を掲げていただきたいと思います。

二つ目、減量目標を定めないうちに施設規模・処理能力を基本計画の前提にしていることは、本末転倒ではないかと思えます。

三つ目に、7月18日に開かれた荒神山を守る会結成の集いでは、ごみ減量は住民も行政も企業も、あまねく一致できる課題だ。ごみ半減は不可能な数値ではないとの強い意見が出されておりました。このことをどう考えるか。お答え願います。

四つ目に、ごみ分別方法統一化等検討委員会に対し、少なくとも容器包装プラスチックの焼却を誘導、押し付け

しないことが肝要ではないかと思えます。

五つ目に、各市町が脱炭素・CO₂削減方向に進むことを提言・助言することが大事だと思います。

六つ目に、約9年先に施設稼働を迎える時期にCO₂を多く排出するという負の遺産を残してはならないと思えます。この立場にしっかりと立つべきではないかと思えます。以上、回答をお願いいたします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 標題1の要旨についてお答えします。学識経験者等で構成された彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会、以下、候補地選定委員会においては、滋賀県が科学的根拠をもって公表されている滋賀県防災情報マップをもとに、土砂災害の危険箇所や浸水想定について評価されたもので、彦根市のハザードマップについても当該マップをもとに作成されています。また、地盤の強度については、候補地を選定する段階においては、各応募地の地質調査結果が存在しないことから都道府県土地分類基本調査表層地質図や滋賀県地域防災計画にある沖積層等厚線図をもとに評価されています。それぞれご指摘の課題に対する対策についてですが、土砂災害については、土石流危険渓流の影響範囲に指定されている候補地北西側の位置には重要施設を配置しないこと、現在の田んぼの底面から2.75m以上の盛土を

することから、盛土が土止めとなり施設への影響はないものと科学的根拠をもとに判断しております。浸水想定については、滋賀県の洪水浸水想定区域図では、千年以上の降雨確率での浸水想定最大規模は、田んぼの底面から2.75mとなっていることから、この水位以上の盛土をすることで施設への影響はないものと科学的根拠をもとに判断しております。軟弱地盤の対策については、現在、造成等基本設計業務において、地質調査の結果をもとに、軟弱地盤の解析をし、科学的見地から最適な工法を検討中ですので、ご理解願います。

標題2の要旨1についてお答えします。再選定に当たりましても、候補地選定委員会からの建設候補地選定結果報告書を参考としており、科学的見地を含め、手を上げられた4地域の中から決定したものですので、ご理解願います。

標題2の要旨2についてお答えします。当初五つの応募地については、平成27年10月から彦根愛知犬上地域でのごみ処理施設建設候補地を公募した際の公募要項に沿って、地権者の同意または同意見込みを前提に応募されたものです。また、再選定の際に手を上げられた四つの応募地についても、同公募要項に沿って、前回と同様、ごみ処理施設の候補地となることを前提に地権者の同意書を得た上で応募いただいたものです。

○議長（杉原祥浩君） 管理者。

○管理者（和田裕行君） 標題2の要旨3についてお答えします。議員ご指摘のとおり、地権者の皆様には、土地活用について、それぞれ切実な思いや願いが背景にあり、ごみ処理施設の建設候補地として同意いただいたものと思っており、今後も大切な土地を有効に活用させていただき、圏域住民にとって素晴らしい施設となるよう整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題3の要旨1についてお答えします。当組合が策定した施設整備基本計画の将来ごみ排出量推計が、平成28年度の実績を最新データとした過去5年の実績をもとに試算されていることから、1市4町のごみ分別方法統一化等検討委員会では、令和元年度の実績を最新データとし、将来的な推計値を試算し直して協議されています。先の角井議員の質問に対する答弁でも申しましたように、各市町が無理な減量目標を掲げ、新ごみ処理施設の施設規模を小さくすれば、減量目標が達成できない場合に処理能力が不足する事態に陥ることになりますので、統一化等検討委員会には各市町の実情に合わせ、最大限可能と考えられる減量目標を設定していただくよう、お願いしているところであり、設定いただいた各市町の減量目標を加味した処理能力としてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

標題3の要旨2についてお答えします。施設整備基本計画での施設規模・処理能力については、先ほど申しましたとおり平成28年度の実績を最新データとして試算された推計をもとにしていることから、当初から要求水準書を作成する段階において、最新データとなる実績をもとに推計をやり直すことを想定しておりました。また、施設整備基本計画を策定する段階では、新ごみ処理施設の供用開始を想定した各市町の減量目標値が存在しないことから、一旦、熱回収施設については平成28年度の燃やすごみの実績値から5%削減されることを目標に、平成28年度の時点で増加傾向にあった燃えないごみと粗大ごみについては、平成28年度実績を維持、その他、資源ごみや集団回収される古紙などについては、現状すう勢の値を目標として施設規模を定めたものです。よって、最終的には、令和元年度の実績データをもとに推計されたごみ量に対し、現在、1市4町で作業を進められている一般廃棄物処理基本計画で定められる減量目標を加味した施設規模とすることとなりますので、ご理解願います。なお、近年のごみ処理施設では、災害が起きた際に少しでも復興を早めるために、圏域内で発生すると想定される災害廃棄物総量の一部を施設で処理する分として、施設規模を大きくされる傾向があり、当圏域においても同様に災害廃棄物総量の一部を処理できる施設規模としてお

ります。

○議長（杉原祥浩君） 管理者。

○管理者（和田裕行君） 標題3の要旨3についてお答えします。これまで、各市町ではごみの減量や資源化に向けた様々な取り組みや啓発などに努めてこられました。先の方井議員の質問に対する答弁にもありましたように、彦根市においては事業系廃棄物の量を大幅に削減することに成功していますが、当圏域における家庭系ごみの減量は横ばい、あるいは増加傾向にあります。ごみの減量には、住民一人ひとりの意識改革により生活様式や生活水準を変える覚悟が必要であり、一朝一夕にできるようなものではなく、施設供用開始目標となる令和11年度の時点でのごみ半減は、困難であると感じています。ごみの減量については、環境面や財政面において非常に重要な課題だと認識しており、現在、1市4町で策定が進められている一般廃棄物処理基本計画において、家庭や事業所におけるごみ減量と資源化に向けた革新的な取り組みを打ち出せるよう、1市4町首長で構成する管理者会において議論してまいりたいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題3の要旨4についてお答えします。先の方井議員の質問に対する答弁でも申しましたとおり、ごみ分別方法統一化等検討委員会に対しまして、建設推進室はオブザーバーという立場であ

ったことから、委員から技術的な質問等があった場合に発言させていただいております。建設推進室として統一化等検討委員会には、新ごみ処理施設整備連絡協議会で実施した新ごみ処理施設での容器包装プラスチックの処理方式に対する意向調査の結果を提供しておりますが、この結果内容については、容器包装プラスチックを資源化する意向が多かったという結果を説明したものであり、焼却を誘導したり押し付けるものではございませんので、ご理解願います。

標題3の要旨5についてお答えします。処理方式を決定されるのは、あくまで1市4町からの住民代表で構成される統一化等検討委員会や各市町の廃棄物関連の審議会等となります。よって、住民にとって脱炭素・CO₂削減という環境面は地球規模として全人類にとって重要な課題ですが、将来的な市町の財政状況という面については、日々の生活に直結する重要な課題となりますことから、この二つの面を1市4町において比較・検討いただき、総合的にご判断されるものとなりますので、当組合から提言・助言していくものではないと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 管理者。

○管理者（和田裕行君） 標題3の要旨6についてお答えします。地球温暖化の原因とされる温室効果ガス、とりわけCO₂の排出削減という課題は、全人類が共有しなければならない大

きな課題となっております。当圏域から排出されるCO₂を削減するためには、ごみの減量・資源化に向けた取り組みだけではなく、化石燃料の使用量を抑えるような取り組みも重要となっております。また、自然エネルギーや水素エネルギーなどを利用できるインフラ整備について、自治体が企業などと協力し促進していくことも必要であると考えており、このような様々な取り組みを行うことで、将来的な当圏域におけるCO₂排出量を削減していかなければならないものと考えております。一方、当圏域における財政状況については、今後、人口減少と高齢化に伴いひっ迫することが予想され、将来的に住民の負担が増加することは、圏域住民にとって切実な問題となります。この解消には、現時点から経費縮減に取り組むことが必要であり、ごみの減量化によるごみ処理経費の縮減は大きな役割を担うものと考えております。このような二面性を両立させることができないか模索しているところではありますが、人口減少に伴い圏域内での廃棄物とCO₂の排出量が減っていくことが予想されるなか、来年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されれば、現在の多くのプラスチック製品が、焼却してもカーボンニュートラルとなる紙製や木製、あるいはバイオマスプラスチックなどに転換されるほか、製造者あるいは販売者側での自主回収が促進される

ことが期待され、将来的には新ごみ処理施設で回収し、資源化するプラスチック類の量が大幅に減少することが予想され、プラスチック類の資源化施設そのものが、負担になることも考えられます。このようなことを十分熟慮しなければならない状況において、現在、1市4町のごみ分別統一化等検討委員会では、新ごみ処理施設での分別区分や減量目標を検討いただいているところです。その結果をもとに、各市町において廃棄物関連の審議会等の場で審議され、各市町の一般廃棄物処理基本計画(案)が策定されます。この基本計画(案)に対しては、パブリックコメントが実施されることとなります。よって、当組合としましては、1市4町の一般廃棄物処理基本計画に沿った施設を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長(杉原祥浩君) 西澤君。

○6番(西澤伸明君) 一つ目の科学的見地から根本的な見直しの点で、今日異常気象が懸念されて久しいです。毎年のように50年に1度、100年に1度という豪雨が日本列島を襲っています。しかも、まさかと思われる地域が土砂災害・土石流・堤防決壊・洪水・冠水などの被害を受けています。候補地のあった荒神山の地域は排水が悪く、この8月は梅雨に逆戻りしたかのような長雨で、溢れることはなかったものの一面水浸しでした。私も見に行きました。それで、元々の湿田に

巨大人工構造物が建設されれば、水脈・排水・地盤沈下などは予想がつかない状況になることは、専門家でなくても少しは理解できるのではないかというように思います。そして、軟弱地盤改良のためのサンドコンパクションパイル工法が有力だというように説明されていましたが、その工法は確定したものか、それともそれほどのような予算上の予測ができるのか。いまの段階でどういう見解なのかお示してください。

二つ目ですが、手上げ方式の問題ですけれども、施設と周辺について安全かどうかを事業主体が責任をもって調査すべきではないのか。その初歩的な立地条件を検討したならば、彦根市が自ら設定したハザードマップの土砂災害特別警戒区域の候補地を選定するはずがないというふうに私は思っています。ちなみに、下西川地域を選定しなかった理由は、農業委員会から優良専用農地だと指摘があったので前管理者が外したと説明していましたが、これをどう考えるのかお答えください。

それから、迷惑施設とされているごみ処理場に用地を提供されている当事者は、それなりの事情があるかと思えます。どの地でも共通するのは、お荷物となった土地を有効に処分したい、固定資産税などの負担を少なくしたいという切実な願いが根底にあるのだと考えます。この願いに答えることこそ行政の役割だと考えますが

いかがですか。

減量化の問題で、基本計画の随所に竹原地区を前提として検討されたものを引用する旨が書かれています。この間大きな変化が起きている、脱炭素社会、地球温暖化防止の流れに逆行する、その流れを汲む必要があるのではないかと考えます。

それから、全員協議会に対する報告書で6月17日に配布された資料でも分別する方がCO₂削減効果が高いとしながらも、トータルコストで検討するとプラスチックを焼却する方向が有利だと受け取れるような誘導が読み取れます。これをどう考えますか。

それから、当組合は構成市町からごみ処理の業務を請け負うないしは、そのことを統括するだけでなく、独自の判断による条例を可能にしていることからみても、脱炭素、地球温暖化防止の方向に舵を切って減量化の方向を明確に、この当組合が掲げる必要があるというふうに考えます。具体的には、住民説明会で配布された環境影響評価方法書素案の欄外、注意書きにある環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す現時点での設定であり変更になる場合があると表現しているものを、当組合が受け身的ではなくて環境に最大限負荷をかけない小規模な施設にしていくというメッセージを発していく必要が求められていると思いますがいかがでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 候補

地の選定につきまして、浸水想定は、滋賀県が科学的根拠を持ったマップをもとに検討されているところでありまして、50年100年に1度というのは、最近そのような豪雨があるということでございますけれども、滋賀県の想定浸水区域は千年以上の高確率でも2.75mというような科学的根拠を持った資料がございますので、それ以上の盛土をすれば浸水を防ぐことが可能ということでございます。これまでに候補地選定委員会では、そういった科学的根拠をもった資料をもとにいずれの応募地においても建設ができないところはなく、五つの応募地のどこでも、何らかの対応をすることで建設は可能と判断されておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

サンドコンパクションパイル工法につきましては、地質調査を実施した事業者が、事業者としての見解でこのような工法が有効というご提案をいただいているものでございまして、我々は現在その地質調査の結果をもとに、これ以外の費用的に安くて済む最適な工法がないかというところについて、検討しているところでございます。地盤改良は対応していけば問題ないというふうに判断しております。

浸水が想定されるような所を選定する必要がないのではということにつきまして、当初の建設候補地の選定委員会では、いずれの応募地についても建設が可能という判断をいただいているところでございますので、応

募された所から建設候補地を選定していったということでございます。また、下西川が優良農地ということ以外されたということに対してですけども、それにつきましては当初五つあった応募地の際のことかと思えますけれども、当時の管理者が判断されたというふうに認識しておりますが、2回目の再選定の際には、こういった事を理由として選んだということではございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

竹原の際の、検討内容で施設の整備を進めているということで、現在のプラスチック等の新法ができるというような状況も考慮した施設にしている方が良いということは、もちろんそのあたりについては、どの場所で建設しても施設というのは、同じように熱回収施設、これはもちろん必要になってくるものでございます。また、リサイクル施設、これも必要になってくるものでございますけども、それを竹原の時にどういったかたちにするかどういったものにするかというのが、いくつかの案がありますけども、それに沿って整備をするのは新法が施行されたとしても同じです。施設規模をどうするかとか、施設を造るかどうかというところはありますけども、検討された内容の施設を整備していく上では、当初の施設整備基本計画をもとにしていくところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また6月17日のCO₂削減効果が

高いとしているけども、焼却の方に誘導しているというような資料にとれたということですが、決してそういう訳ではなくて、実際に効果が高いというのは事実でございますし、またリサイクルしていく方がCO₂削減効果が高いけども、処理を今後維持管理していくためにとか建設費についてはリサイクルとしていく方が高くつくということだったり、また収集運搬経費についてはプラスチック類を分別することによって各市町の経費がかかってくる、そのあたりの事実をお伝えして総合的に判断いただくために出した資料でございますので、決して誘導しようとしているものではございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ごみの減量化の目標であったり、CO₂削減目標ということにつきましては、先ほども申しているとおり市町で実施していく施策の中でというふうに考えておりますので、当組合から誘導していくものではないと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、施設を小規模にしていくということを、こちらから強要していくために、現状目標値を厳しくすることについては、先ほどから申しますように減量が進まない場合に施設規模がその時に小さすぎるとごみの処理をしきれないという事態に陥ることになりますので、各市町には各市町で取り組めるごみ減量に対する施策をどの

ようにしていくかについては慎重にご協議いただいて、減量目標を定めていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員

○6番（西澤伸明君） 地盤改良のことで再度お尋ねしますが、これ岩盤に届くまでは調査の中で私、引用させてもらっていますけど 20mから40mこれは間違いがないのかどうか。そういう状況なのかどうかですね、これお答えください。

それから、もう1つは熱回収が非常に魅力的なように描かれてますけれども、ごみ発電のことなのか。私は、そういうように理解していますが、そのことではないのかと、そうしますとプラスチックが入っていないと熱効率が高いというのは基本計画の中でも書かれていますし、それ以後の当局の答弁でも、そのことをずっとされています。私の以前の議会の質問でも連続焼却が必要だと。それが補助の対象と関連をしてくるという点です。ですから、やはり財政の計画で考えても熱回収の部分、これ見積りの中で計画書に出されていますけども焼却をする炉の設置だけではなくて、その熱回収の部分を入れると大変高くなるんですよね、そういうことで費用から見ても、それから地球環境に負荷をかけないという点から見ても分別を推進し、そして熱効率という口実のもとでプラスチックを焼却すると。こういう方向ははっきりと改める・辞めるべきと

いうことを当組合としても可能などころで発信をしていくというのが大事ではないのかと思います。

最後に、改めてそういう状況を考えますと、現地建て替えですね。これにはいろんな課題があると思います。広さの点、それからアクセス道路がどうなるかという点もあります。そういういろんな困難な状況、クリアすべき状況を再検討して、真剣に検討をしてどうなのかというのも1つの選択肢として考える必要があるというのを討論の中でも言わせていただきましたが、改めてこの現地の方々、それから環境負荷をかけないプラスチックの容器等を焼却する方向は改めていく。国も大きくそういう舵を切りました。そこに合わせていくことを改めて求めたいと思います。最後お願いします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 岩盤の位置につきましては、議員がおっしゃっていただきましたように、山手側で20m付近に岩盤が確認されています。宇曾川側の方が40mから50mくらいまでのところで確認をされているということでございます。

熱回収が魅力的なということでございますけども、確かに熱回収の効率をよくするためにはプラスチック類が入っている方が効率がよく、カロリーが高くなるので回収効率が良くなるというのは当然でございます。ただ、プラスチックが入ってなくても熱回収ができないというものではござ

いません。高効率な回収をするという
ような施設もございまして、回収効率
を上げるということもできますけど、
確かにそれをしようとする費用の
方は高くついてくるというかたちにな
りますが、現在の彦根市の清掃セン
ターのように熱回収を全くしないとい
うようなかたちになりますと、二酸
化炭素は全量大気中へ放出している
というものになってしまいますけども、
熱回収をして電気を発電することで
化石燃料の削減ということからCO₂
の削減効果が得られるということで、
日本ではサーマルリサイクルとい
うかたちで言われていますけれど、
海外ではサーマルリカバリーとい
うかたちでCO₂削減のために寄与し
ている施設でございまして、ご理解
いただきますようお願いいたします。

建て替えについては、これはそれぞ
れの施設の現地建て替えというこ
とで、1市4町の施設を建てようと
する現状の彦根市の清掃センターの
周辺の土地の面積では厳しいという
ように感じております。また、彦根
市単独で隣に建て替えるのも、か
なり厳しい部分はあるんですけども、
そのあたりは今の広域でごみの処
理施設を建設していくというふう
にしていくところから、広域では
今の清掃センターの跡地に建てる
のは難しいということになります。
また、リバーセンターの現地に
建て替えるというところについては、
面積的にも全然足りな

いというところもございまして、リ
バーセンターを4町さんの単独で現
地に建て替えるということについては、
あの位置が東近江市さんということ
になりますので、4町でもし建て替
えとなったとしても、東近江市で建
設はできないものと判断しております
ので、他の場所での選定が必要にな
ることからも、現地建て替えとい
うのは現状、我々としては難しいも
のというふうに考えておりますので、
ご理解いただきますようお願いしま
す。

○議長（杉原祥浩君） 以上で事前通
告のあった質問は終了しましたので、
一般質問を終結いたします。

これで、本日の日程は、全て終了い
たしました。会議を閉じます。

これにて、令和3年8月彦根愛知犬
上広域行政組合議会定例会を閉会い
たします。皆様、おつかれ様でした。

午後5時35分閉会

会議録署名議員

議 長 杉 原 祥 浩

副 議 長 竹 内 薫

議 員 伊 藤 容 子

議 員 安 澤 勝

全 員 協 議 会

(8 月 3 1 日)

令和3年8月31日(火曜日)

午後2時00分開会

○副議長(竹内薫君) 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。さて、当組合議会議長であった馬場和子議員から当組合議会議員の辞職願が提出されたことに伴い、議長が欠員となっておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

それでは、定例会の開会前にお時間をいただき、全員協議会を行います。

まず初めに、本日の定例会の欠席者について、また、彦根市議会、愛荘町議会および豊郷町議会選出の組合議会議員に異動がありましたので、理事者に関する報告事項と併せて、事務局から報告させます。

○事務局(神細工事務局長) 失礼します。本日の欠席者はございません。

次に、組合議会議員の異動の報告でございますが、去る3月1日に豊郷町議会選出の北川和利さんが豊郷町議会議員を辞職されました。これに伴い、豊郷町議会において、当組合議員の補充選出がされまして、西澤博一さんが当組合議員として就任されました。

続きまして、3月23日に愛荘町議会選出の伊谷正昭さんから辞職願が提出され辞職されました。これに伴い、愛荘町議会において、当組合議員の補充選出がされまして、河村善一さんが当組合議員として就任されました。

続きまして、4月の彦根市長選挙への立候補により、彦根市議会選出の獅山向洋さんが失職、5月19日には彦根市議会選出の赤井康彦さん、北川元気さん、黒澤茂樹さん、中野正剛さん、馬場和子さんから辞職願が提出されました。これに伴い、彦根市議会において、当組合議員の補充選出がされまして、堀口達也さん、上杉正敏さん、林利幸さん、小川吉則さん、小川隆史さん、長崎任男さんが当組合議員として就任されましたので、ご報告申し上げます。

それでは、ただ今ご紹介させていただきました議員の方々のご挨拶を、その場で報告させていただいた順にお願いいたします。

○4番(西澤博一君) 西澤博一でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○17番(河村善一君) 愛荘町議会の河村善一です。以前も議員をさせていただいておりました。また今回もさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○2番(堀口達也君) 彦根市議会議員の堀口達也と申します。よろしくお願いたします。

○9番(上杉正敏君) 彦根市議会議員の上杉です。どうぞよろしくお願いたします。

○10番(林利幸君) 彦根市議会議員の林利幸です。よろしくお願いたします。

○11番(小川吉則君) 彦根市議会議

員の小川吉則でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○13番（小川隆史君） 彦根市議会議員の小川隆史でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○19番（長崎任男君） みなさんこんにちは。彦根市議会議員の長崎任男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神細工事務局長） ありがとうございます。続いて、理事者に関する報告をさせていただきます。本年4月に任期満了に伴う彦根市長選挙が執行され、彦根市長に和田裕行さんが就任されましたことにより、6月1日に開催されました管理者の互選会議において、和田裕行彦根市長が当組合管理者として、ご就任いただくことになりましたのでご報告させていただきます。以上です。

○副議長（竹内薫君） これをもちまして、全員協議会を終わります。

午後2時04分閉会

